



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイ 日本インカムオープン

追加型投信／国内／債券

(愛称) **Jボンド**

投資信託説明書
(目論見書)
2010.04

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

投資信託説明書

(交付目論見書)

2010.04

ニッセイ日本インカムオープン

追加型投信／国内／債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。

(愛称) **Jボンド**



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

「ニッセイ日本インカムオープン」は、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- 投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。
- 投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ニッセイ日本インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 12 月 18 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 12 月 19 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 22 年 4 月 1 日に関東財務局長に提出しております。
- この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 1 号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
- 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ当該取扱販売会社を通じて交付いたします。なお、取扱販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録ください。

<有価証券届出書の表紙記載項目>

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 皆川 卓士
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	ニッセイ日本インカムオープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額 上限 1 兆円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

ニッセイ日本インカムオープン
＜愛称：Jボンド＞

下記の事項は、ニッセイ日本インカムオープン（以下「当ファンド」といいます）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドのリスクについて

当ファンドは、主に国内債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、期限前償還等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「期限前償還リスク」、「流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの情報 3. ファンドのリスクおよび留意事項」をご覧ください。

■当ファンドの手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の基準価額に 2.1%（税抜 2.0%）を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※詳しくは取扱販売会社にご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 0.8925%（税抜年 0.85%）をかけた額を上限とします。

◆信託財産留保額

ありません。

◆監査費用

ファンドの純資産総額に年 0.0315%（税抜年 0.03%）をかけた額を上限とします。

◆その他の費用^(*)

- ・証券取引の手数料等
- ・信託事務の諸費用
- ・借入金の利息

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「費用と税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、運用状況および保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託説明書（交付目論見書）

ファンドの概要が知りたい	
ファンドの概要	1
ファンドの特徴が知りたい	
ファンドの情報	2
1. ファンドの特色	2
2. 運用方針	4
3. ファンドのリスクおよび留意事項	7
4. ファンドの仕組みと組織体制	9
ファンドの申込方法が知りたい	
ご投資の手引き	12
1. お申込みについて	12
2. ご換金について	13
3. 分配金について	14
4. 償還金について	14
ファンドの費用と税金が知りたい	
費用と税金	15
1. ご負担いただく費用・税金	15
2. 課税上の取扱い	17
ファンドの運営方法などが知りたい	
その他	19
1. 管理および運営の概要	19
2. その他の証券情報	21
3. 内国投資信託受益証券事務の概要	22
4. 委託会社の概況	23
5. 投資信託説明書（請求目論見書）の項目	23
6. 商品分類	24
ファンドの運用状況が知りたい	
運用状況	25
1. ファンドの運用状況	25
2. 財務ハイライト情報	30
添付	
約款	
用語集	

- 商品内容に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
また、商品内容、運用状況などは、委託会社のホームページでご覧いただけます。
- 基準価額（便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名（平成 22 年 3 月末現在）：J ボンド）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 運用報告書は、取扱販売会社からあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。
- 申込単位、申込手数料およびお客様の口座内容につきましては、取扱販売会社にお問合せください。
- 取扱販売会社につきましては、委託会社にお問合せください。

＜委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先＞
コールセンター 電話番号 0120-762-506
（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）
ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

ニッセイ日本インカムオープン ＜愛称：Ｊボンド＞

ファンドの分類	追加型投信／国内／債券
運用の基本方針	「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」を通じて実質的に、国内の債券等に分散投資を行い、インカム・ゲイン（配当等収益）を中心とした収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
主なリスク	金利変動リスク 信用リスク 期限前償還リスク 流動性リスク
信託期間	無期限です。
決算日	毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に、原則として分配方針に基づいて分配を行います。
申込受付	原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。
申込単位	取扱販売会社にお問合せください。
申込価額	取得申込受付日の基準価額
申込手数料率	申込手数料率は取扱販売会社毎に異なります。 手数料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）です。
換金受付	原則として毎営業日に換金の受付けを行います。
解約価額	解約請求受付日の基準価額
買取価額	買取請求受付日の基準価額 （税法上の一定の要件を満たしている場合）
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対し、年率 0.8925%（税抜 0.85%）を上限とします。

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの情報

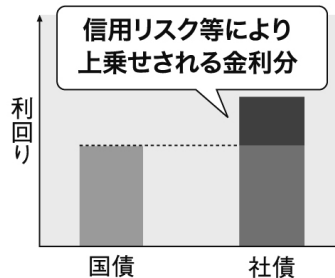
1. ファンドの特色

日本の多種多様な債券に投資します。

- ・日本の多種多様な債券（国債、社債※¹、金融債※²、A B S※³等）を投資対象とします。
 - ・社債、金融債、A B S等、国債以外の債券を積極的に組入れることで、利回りの向上をめざします。
- ※1 企業が資金調達を目的に発行する債券のことです。
- ※2 特別な法律に基づき、特定の金融機関が発行する債券のことです。
- ※3 Asset Backed Securities（資産担保証券）の略でローン債権やリース債権などの資産を裏付けとして発行された証券のことです。

社債の利回りについて

一般に社債は発行企業の信用リスク等に応じて国債よりも利回りが高くなります。社債などの国債に比べて利回りの高い債券を積極的に組入れることでファンドの利回りの向上をめざします。



※右記はイメージ図です。

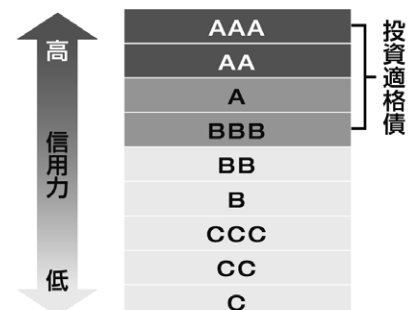
信用リスクをコントロールします。

- ・幅広い銘柄に分散投資
幅広い銘柄に分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

- ・高格付債投資
原則として投資適格債（B B B格以上）に投資し、ポートフォリオの平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチ※を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

※ 個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことをいいます。

<債券の格付について>



出所) S&P

※上記は、長期債務格付です。格付の符号については一部省略して表示しています。

ラダー型運用（等金額投資による運用）をめざします。

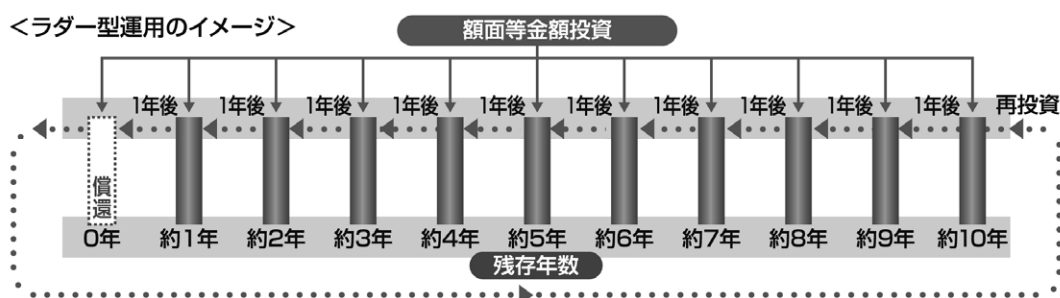
・ラダー型運用とは

債券の残存期間毎に均等に投資を行い、常にラダー（はしご）の形の満期構成になるようにする運用です。ラダー型運用は金利リスクを平均化しつつ、収益性も確保することを目的とした運用手法です。

当ファンドのラダー型運用のプロセス

- ①組入れる債券の残存期間は、最長10年程度とし、各残存期間毎の投資金額（額面）が同額程度になるような運用をめざします。
- ②原則として、投資している債券が償還を迎えた場合には、償還金を残存10年程度の債券に投資することで、満期構成を維持します。

<ラダー型運用のイメージ>

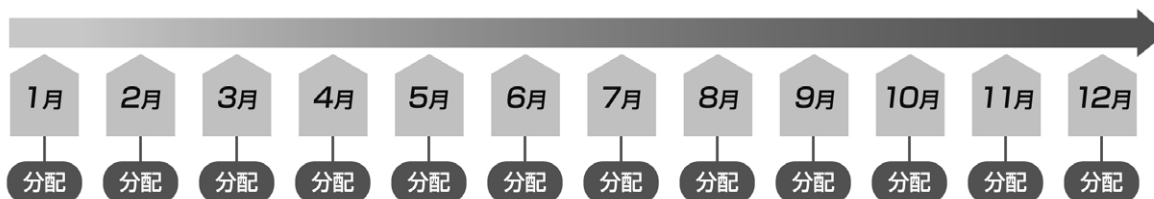


毎月分配をめざします。

- ・各月20日（年12回・休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。

- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。

<毎月分配のイメージ>



2. 運用方針

ファンドの目的および基本的性格

① 基本方針

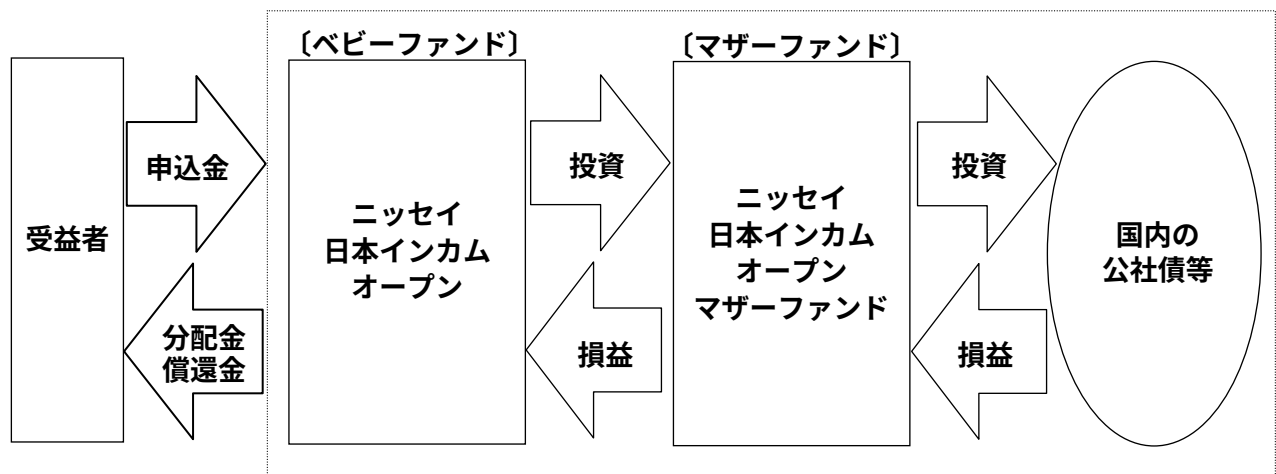
ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ日本インカムオープン）とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



③ ファンドの分類

追加型投信／国内／債券に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。
- 詳細につきましては、後記「その他 6. 商品分類」をご確認ください。

投資態度

- ① 主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドを通じて、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲイン（配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。
- ② 公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。
- ③ 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資対象

主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

- その他の投資対象については約款をご確認ください。

分配方針

毎決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第1から第2計算期間末には、分配を行いません。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。原則として配当等収益等を中心に分配を行うことを目指しますが、売買益（評価益を含みます）が発生した場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます）等を加えた額から分配を行うこともあります。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

① 約款に定める主な投資制限

1. 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。
2. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
3. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
4. 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
5. 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
6. 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

② 法令に定める投資制限

1. デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第20条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

2. 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

- その他の投資制限については約款をご確認ください。

(参考) マザーファンドの概要

ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド

(1) 基本方針

マザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

主として、国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。
- ② 公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。
- ③ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

3. ファンドのリスクおよび留意事項

- ◇ ファンドは、主に国内債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、期限前償還等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- ◇ ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。
- ◇ ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

◆ 以下のリスクにより基準価額が下落することがあります。

債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

期限前償還リスク

モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

◆その他の留意点として以下のものがあります。

分配金と基準価額に関する留意点

収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因になります。

短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

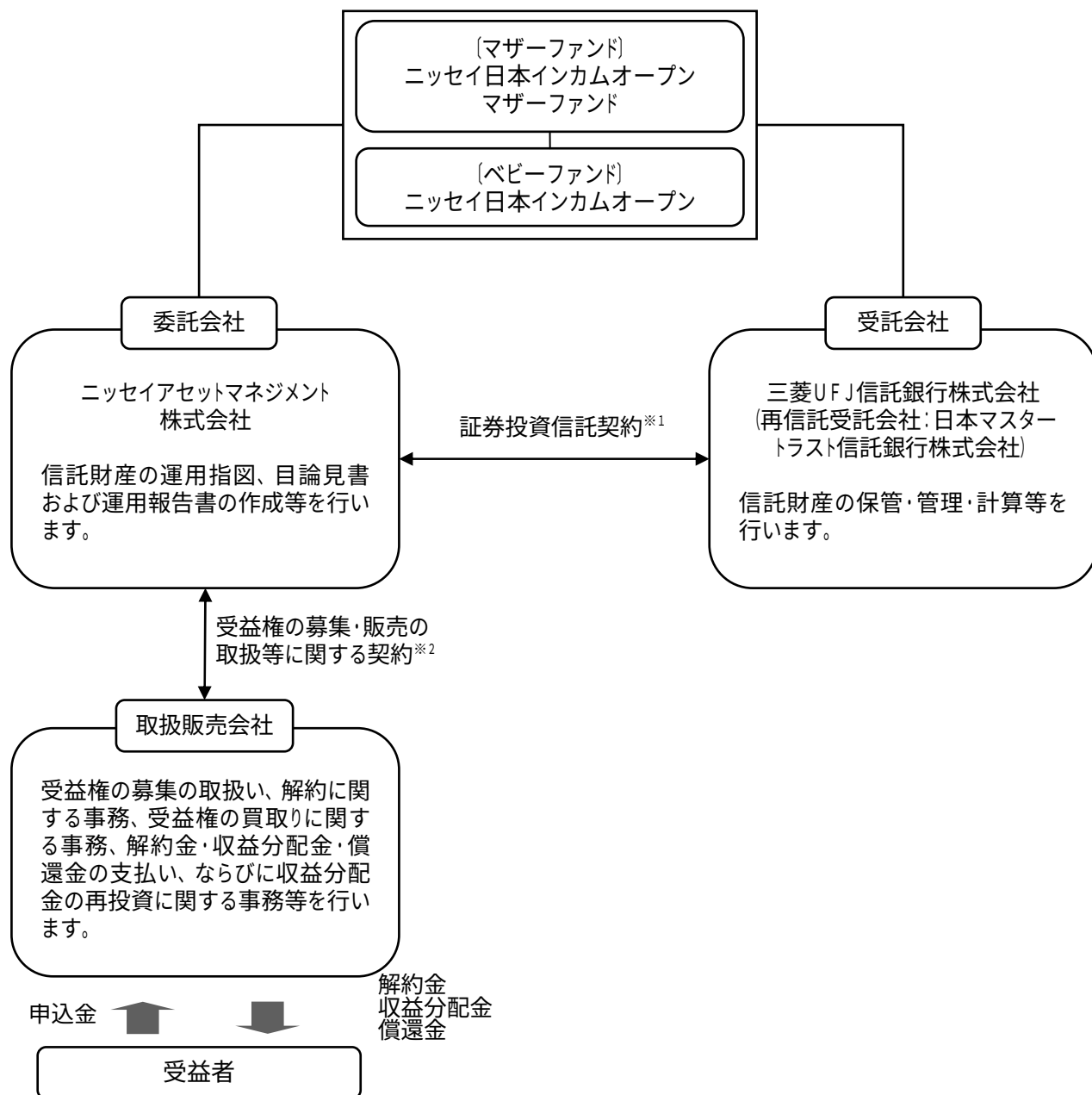
委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社の主要株主である日本生命保険相互会社は平成 21 年 8 月末現在、他のベビーファンドを通じて主要投資対象であるマザーファンドを実質的に 41.6%保有しております。

当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

4. ファンドの仕組みと組織体制

ファンドの仕組み

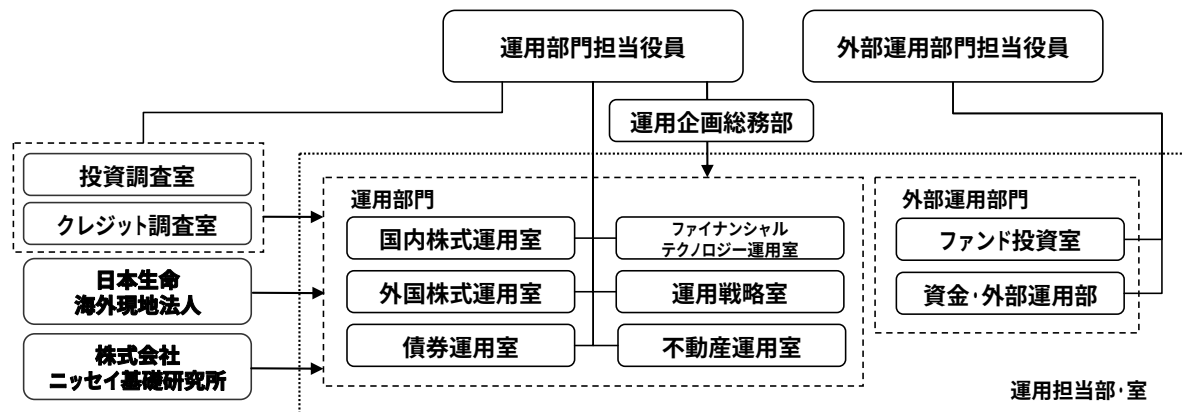


※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

※2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

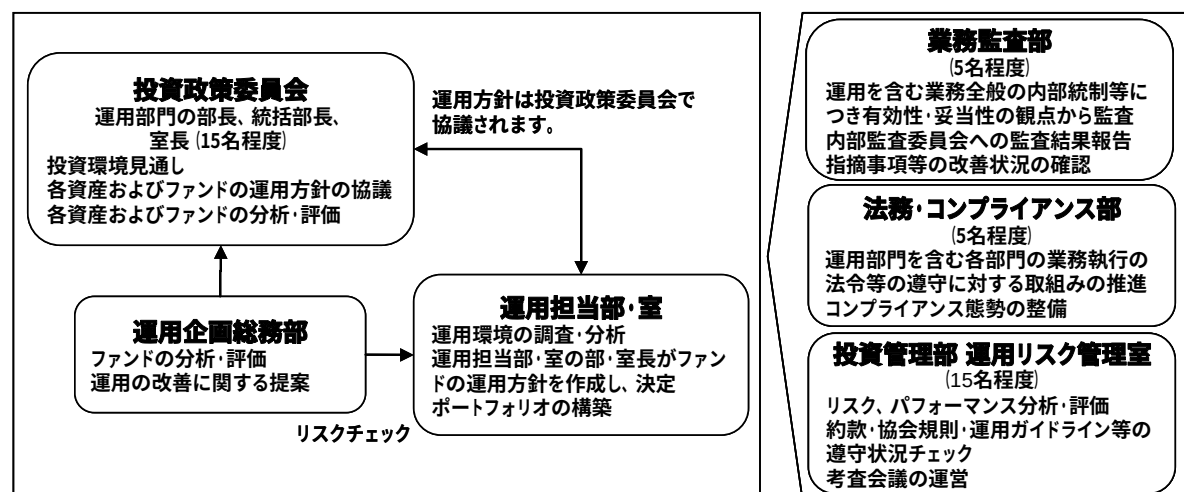
運用体制

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

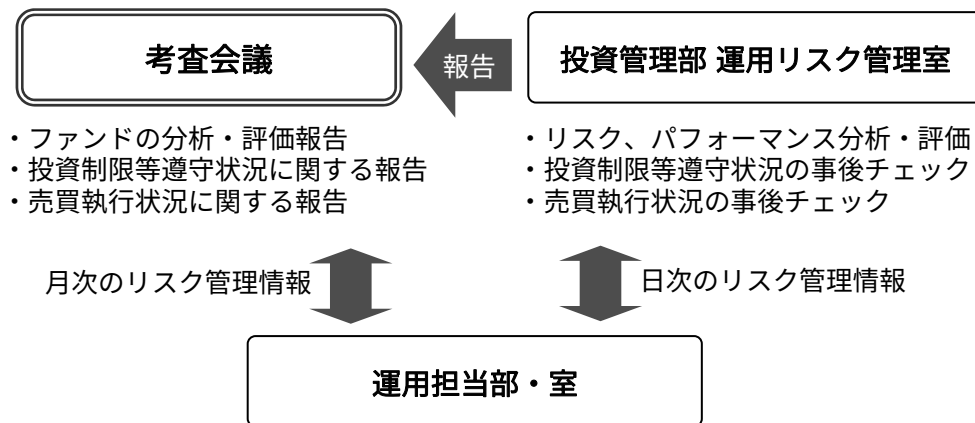


＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ご投資の手引き

1. お申込みについて

申 込 受 付	・取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。 ・原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
取 扱 コ ー ス	・分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。 ・分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。
申 込 単 位	・各取扱販売会社が定める単位とします。 ○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。
申 込 価 額 （ 発 行 価 額 ）	・取得申込受付日の基準価額とします。
販 売 価 額	・申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ・収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
申 込 手 数 料	・取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）※を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 手数料率は変更となる場合があります。 ・分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。 ・償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

- 取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための、振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

- ・上記、「1. お申込みについて」の詳細については、取扱販売会社にお問合せください。
- ・証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消することがあります。

2. ご換金について

換 金 受 付	・取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。 ・原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
換 金 方 法	・「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。
換 金 単 位	・1口単位あるいは1万口単位です。 ○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。
換 金 価 額	<解約請求の場合> 解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。 <買取請求の場合> 買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。 ○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は後記「費用と税金」をご確認ください。 ○ 換金手数料はありません。
信託財産留保額	・ありません。
支 払 開 始 日	・解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

- 受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- ・上記、「2. ご換金について」の詳細については、取扱販売会社にお問合せください。
- ・証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

3. 分配金について

分 配 時 期	・ 毎決算日に、原則として分配方針に基づいて分配を行います。 ・ 決算日は毎月 20 日（年 12 回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
支 払 方 法	・ 分配金受取コースの場合 税金を差引いた後、原則として決算日から起算して 5 営業日目までにお支払いします。 ・ 分配金再投資コースの場合 税金を差引いた後、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。

4. 償還金について

信 託 期 間	・ 無期限です。 ○ ただし、約款に規定する事由が生じた場合には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の約款に定める所定の手続きを経て、信託を終了することがあります。
支 払 方 法	・ 原則として償還日から起算して 5 営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して 5 営業日目）までにお支払いします。

費用と税金

1. ご負担いただく費用・税金

直接ご負担いただく費用・税金

発生時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料	取得申込受付日の基準価額に 2.1%（税抜 2.0%）を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額
分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し 10% ^{※1}
換金時	所得税・地方税	換金価額と取得価額 ^{※2} の差益に対し 10% ^{※1}
	換金手数料	ありません
	信託財産留保額	ありません
償還時	所得税・地方税	償還価額と取得価額 ^{※2} の差益に対し 10% ^{※1}

※1 平成 24 年 1 月 1 日以降は、原則 20%の税率となります。

※2 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

○ 上記は個人受益者の税金の取扱いを説明しています。

○ 詳細につきましては、後記「2. 課税上の取扱い」をご覧ください。

間接的にご負担いただく（信託財産中から支払う）費用・税金

発生時期	項目	費用・税金
毎日	信託報酬総額 (年率・上限)	純資産総額に 0.8925%（税抜 0.85%）をかけた額
	監査費用 (年率・上限)	純資産総額に 0.0315%（税抜 0.03%）をかけた額
取引毎	証券取引の 手数料等	組入有価証券の売買において発生する売買委託手数料および税金等、先物取引・オプション取引等に要する費用
随時	信託事務の 諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息
借入毎	借入金の利息	一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合の借入金の利息

証券取引の手数料等、信託事務の諸費用、借入金の利息は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

また、費用と税金の合計額、その上限額、計算方法については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

信託報酬

毎日発生し、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。信託報酬率とその配分は毎期、当計算期間開始日の前月末（第 1 計算期間については当初設定日の前月末）における日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとします。

新発10年国債利回り	委託会社	取扱販売会社	受託会社	合計
3 %未満の場合	0.2100% (税抜 0.20%)	0.2100% (税抜 0.20%)	0.0315% (税抜 0.03%)	0.4515% (税抜 0.43%)
3 %以上 4 %未満の場合	0.2625% (税抜 0.25%)	0.2625% (税抜 0.25%)	0.0420% (税抜 0.04%)	0.5670% (税抜 0.54%)
4 %以上 5 %未満の場合	0.3675% (税抜 0.35%)	0.3675% (税抜 0.35%)	0.0525% (税抜 0.05%)	0.7875% (税抜 0.75%)
5 %以上の場合	0.4200% (税抜 0.40%)	0.4200% (税抜 0.40%)	0.0525% (税抜 0.05%)	0.8925% (税抜 0.85%)

監査費用

以下の監査報酬率により毎日計算され、信託財産中から支払います。

純資産総額		監査報酬率（年率）	
100 億円超	の部分	0.00210%	(税抜 0.002%)
50 億円超 100 億円以下	の部分	0.00315%	(税抜 0.003%)
10 億円超 50 億円以下	の部分	0.00525%	(税抜 0.005%)
10 億円以下	の部分	0.03150%	(税抜 0.030%)

2. 課税上の取扱い

課税対象

分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。

解約請求・償還時 : 個人の場合:解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額※
の差益に対して課税されます。
法人の場合:解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超
過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として 20%
(所得税 15%・地方税 5%) の税率により源泉徴収され申告不要制度が
適用されます。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません)
または 20% (所得税 15%・地方税 5%) の申告分離課税を選択すること
もできます。
ただし、平成 23 年 12 月 31 日までは、
・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は 10% (所得税 7%・地方税 3%)
となります。
・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、10% (所得税 7%・
地方税 3%) の軽減税率が適用されます。

解約請求・償還・
買 取 請 求 時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、
原則として 20% (所得税 15%・地方税 5%) の申告分離課税の対象とな
り確定申告を行う必要があります※。
ただし、平成 23 年 12 月 31 日までは、10% (所得税 7%・地方税 3%)
の軽減税率が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上
場株式等の譲渡損益と通算することができます。

※ 源泉徴収選択口座(特定口座)を選択した場合、上場株式等の譲渡所得
等について申告不要制度が適用されます。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)から
上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い(分配時、解約請求・償還時)

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して
15% (所得税のみ) の税率により源泉徴収されます。ただし、平成 23 年 12 月 31 日までは 7% (所
得税のみ) の軽減税率が適用されます。
益金不算入制度の適用はありません。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。

普通分配金				特別分配金			
分配前の受益者の 個別元本	分配前の基準価額	分配金 分配金落ち後の 基準価額	全額が 普通分配金 (課税)	分配前の受益者の 個別元本	分配前の基準価額	分配金 分配金落ち後の 基準価額	普通分配金 (課税)
			分配後の受益者の 個別元本 (変更なし)				特別分配金 (非課税)
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。				収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を差引いた額が普通分配金となります。			

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

その他

1. 管理および運営の概要

資産管理等の概要

① 資産の評価

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。基準価額は、毎営業日に1回算出されます。
2. ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。

3. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

無期限です。

④ 計算期間

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月29日から平成18年10月20日までとします。

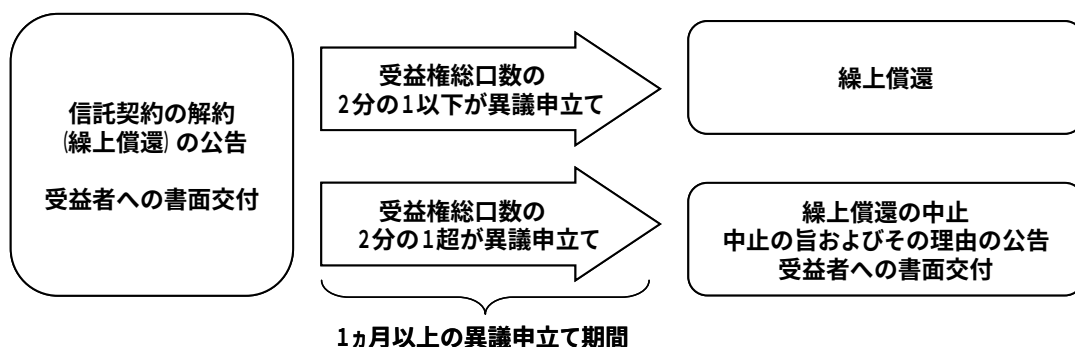
上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

⑤ その他

1. 繰上償還

- i. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - a. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき
 - b. 信託契約の一部を解約することにより、または当ファンドの主要投資対象であるニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資する他のベビーファンドの解約により当該マザーファンドの受益権の総口数が100億口を下回ることとなったとき
 - c. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - d. やむを得ない事情が発生したとき

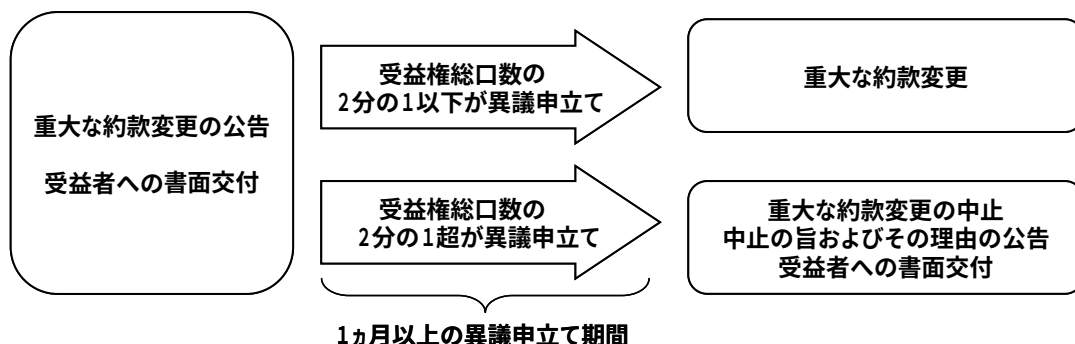
- ii. 委託会社は、前記 i. により解約するときには、原則として以下の手続きで行います。



- iii. 前記 i. のほか委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどは、信託契約を解約しファンドを終了させます。

2. 約款の変更

- i. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ii. 委託会社は、前記 i. の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、原則として以下の手続きで行います。



- iii. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記 i. および ii. の規定にしたがいます。

3. 反対者の買取請求権

前記 1. および 2. において、一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

4. 公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 運用報告書の作成

3月および9月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、ファンドの知られたる受益者に交付します。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

- ① 収益分配金に対する請求権
- ② 償還金に対する請求権
- ③ 解約請求権
- ④ 帳簿閲覧権

2. その他の証券情報

内国投資信託受益証券の形態等

- ① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。
- ② 格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額

1兆円を上限とします。

申込期間

継続申込期間：平成21年12月19日（土）～平成22年12月20日（月）

- 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

取扱販売会社

取扱販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）につきましては、委託会社にお問合せください。

払込期日

取得申込者は、各取扱販売会社が定める期日（詳しくは取扱販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各取扱販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の取扱販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

信託金の上限

1兆円とします。

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

3. 内国投資信託受益証券事務の概要

受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益者に対する特典

ありません。

譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

4. 委託会社の概況（平成 21 年 10 月末現在）

① 委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社

② 資本金の額：100 億円

③ 会社の沿革

昭和 60 年 7 月 1 日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成 7 年 4 月 4 日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年 4 月 27 日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成 10 年 7 月 1 日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成 12 年 5 月 8 日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

④ 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス I・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

5. 投資信託説明書（請求目論見書）の項目

金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 13 条第 2 項第 2 号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目名は次の通りです。

投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ、当該取扱販売会社を通じて交付します。

第 1 ファンドの沿革

第 2 手続等

1. 申込（販売）手続等

2. 換金（解約）手続等

○ 手続等の概要を前記「ご投資の手引き」に記載しています。

第 3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

2. 受益者の権利等

○ 管理及び運営の概要を前記「1. 管理および運営の概要」に記載しています。

第 4 ファンドの経理状況

1. 財務諸表

○ 貸借対照表、損益及び剰余金計算書等を後記「運用状況 2. 財務ハイライト情報」に記載しています。

2. ファンドの現況

第 5 設定及び解約の実績

6. 商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信 その他資産 ()
追 加 型	内 外	資 産 複 合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日 本	
	年 4 回	北 米	
	年 6 回 (隔月)	欧 州	
不動産投信	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	ファンド・ オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債券 (一般)))		オセアニア	
資産複合 ()		中 南 米	
資産配分固定型 資産配分変更型		ア フ リ カ	
	日 々	中 近 東 (中東)	
	そ の 他 ()	エマージング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産（投資信託証券（債券（一般）））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年 12 回（毎月）	目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、
社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

運用状況

1. ファンドの運用状況

(1) 投資状況

(平成 21 年 10 月 30 日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	13,939,873	99.94
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		7,813	0.06
純資産総額		13,947,686	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」

(平成 21 年 10 月 30 日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	203,317,440	0.83
地方債証券	日本	1,649,196,400	6.73
特殊債券	日本	3,663,261,871	14.94
社債券	日本	18,797,709,423	76.68
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		200,476,319	0.82
純資産総額		24,513,961,453	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成 21 年 10 月 30 日現在)

順位	国名	銘柄名	種類	口数 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド	親投資信託 受益証券	13,074,351	10,670	13,950,006	10,662	13,939,873	99.94
投資比率：合計									99.94

(注 1) 投資有価証券は 1 銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は 1 万口当たりの基準価額であります。

(注 2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	99.94
合計		99.94

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」

(平成21年10月30日現在)

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額 (円) 下段：評価額 (円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	
1	日本	第5回住友信託銀行（劣後特約付）	2.250	2016/4/27	社債券	500,000,000	103.00 102.74	515,012,500 513,684,500	2.10
2	日本	第59回住友不動産	1.870	2012/9/21	社債券	400,000,000	97.80 100.02	391,188,400 400,085,600	1.63
3	日本	第26回いすゞ自動車	1.240	2010/9/17	社債券	400,000,000	98.29 98.29	393,173,871 393,173,871	1.60
4	日本	第14回福祉医療機構債券	1.990	2017/6/20	特殊債券	300,000,000	105.90 105.57	317,685,000 316,709,100	1.29
5	日本	第1回みずほコーポレート銀行（劣後特約付）	2.100	2014/2/12	社債券	300,000,000	103.56 103.41	310,668,000 310,224,600	1.27
6	日本	第25回三井不動産	1.805	2016/3/16	社債券	300,000,000	103.77 103.28	311,320,200 309,844,200	1.26
7	日本	第6回みずほ銀行（劣後特約付）	2.250	2016/11/4	社債券	300,000,000	103.31 102.98	309,930,600 308,945,700	1.26
8	日本	第4回都市基盤整備債券	1.360	2012/12/20	特殊債券	300,000,000	102.86 102.60	308,581,500 307,794,300	1.26
9	日本	第1回りそな銀行（劣後特約付）	2.120	2014/9/24	社債券	300,000,000	101.50 102.13	304,501,200 306,404,700	1.25
10	日本	第304回北海道電力	1.703	2019/4/25	社債券	300,000,000	102.49 102.02	307,480,800 306,060,600	1.25
11	日本	平成15年度2回埼玉県公募公債	1.100	2013/7/30	地方債証券	300,000,000	102.07 101.91	306,217,500 305,739,000	1.25
12	日本	第53回日本電信電話	1.540	2017/12/20	社債券	300,000,000	102.42 101.83	307,255,500 305,479,500	1.25
13	日本	第8回三菱東京UFJ銀行（劣後特約付）	1.640	2015/7/22	社債券	300,000,000	101.00 100.84	303,014,100 302,523,900	1.23
14	日本	第2回藤和不動産	2.290	2010/6/25	社債券	300,000,000	100.63 100.63	301,893,788 301,893,788	1.23
15	日本	第7回麒麟ホールディングス	1.639	2019/11/5	社債券	300,000,000	100.00 99.87	300,000,000 299,606,100	1.22
16	日本	第409回九州電力	1.483	2019/8/23	社債券	300,000,000	100.17 99.75	300,516,600 299,235,900	1.22
17	日本	第1回UFJニコス	1.500	2011/3/9	社債券	300,000,000	101.04 99.65	303,105,000 298,954,800	1.22
18	日本	第1回C号国家公務員共済組合連合会第2回CLOシニア特定目的会社	1.100	2013/6/10	社債券	300,000,000	99.00 98.91	296,989,500 296,724,900	1.21
19	日本	第245回北陸電力	3.800	2015/6/25	社債券	200,000,000	116.24 115.92	232,474,000 231,848,400	0.95
20	日本	第375回東北電力	3.700	2015/6/25	社債券	200,000,000	115.97 115.38	231,939,200 230,757,200	0.94
21	日本	第22回JFEスチール	3.500	2012/5/21	社債券	200,000,000	107.56 107.31	215,120,000 214,610,800	0.88
22	日本	第5回関西国際空港社債	2.110	2016/9/20	特殊債券	200,000,000	107.11 105.86	214,212,400 211,717,400	0.86
23	日本	第12回三井物産	2.600	2012/10/26	社債券	200,000,000	106.02 105.81	212,033,400 211,621,800	0.86
24	日本	平成18年度5回埼玉県公募公債	1.900	2016/11/29	地方債証券	200,000,000	105.94 105.44	211,870,600 210,872,600	0.86
25	日本	第15回NTTドコモ	1.960	2018/6/20	社債券	200,000,000	105.31 104.78	210,629,000 209,554,800	0.85

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 (%)
							単価	金額	
26	日本	第 657 回東京都公募公債	3.550	2011/4/25	地方債証券	200,000,000	104.75 104.76	209,504,000 209,520,000	0.85
27	日本	第 16 回豊田自動織機	1.950	2016/9/20	社債券	200,000,000	104.44 104.48	208,881,600 208,961,000	0.85
28	日本	第 44 回京成電鉄	2.270	2017/6/19	社債券	200,000,000	103.49 104.28	206,976,000 208,561,400	0.85
29	日本	第 39 回京成電鉄	2.090	2014/6/27	社債券	200,000,000	103.36 104.22	206,728,800 208,438,000	0.85
30	日本	第 122 回神奈川県公募公債	1.600	2013/9/30	地方債証券	200,000,000	104.07 103.83	208,149,000 207,650,800	0.85
							投資比率：合計		34.45

(注 1) 投資有価証券の評価金額の上位 30 銘柄について記載しております。

(注 2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
社債券	—	76.68
特殊債券	—	14.94
地方債証券	—	6.73
国債証券	—	0.83
合計		99.18

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成 21 年 10 月 30 日現在、同日前 1 年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1 万口当たり純資産総額（円）	
第1特定 期末	（平成19年3月20日）	分配付：	66,716,645	分配付：	10,076
		分配落：	66,491,645	分配落：	10,036
第2特定 期末	（平成19年9月20日）	分配付：	31,190,393	分配付：	10,085
		分配落：	30,828,393	分配落：	10,025
第3特定 期末	（平成20年3月21日）	分配付：	11,059,686	分配付：	10,214
		分配落：	10,915,186	分配落：	10,154
第4特定 期末	（平成20年9月22日）	分配付：	5,872,579	分配付：	10,028
		分配落：	5,812,905	分配落：	9,968
第5特定 期末	（平成21年3月23日）	分配付：	7,032,648	分配付：	10,032
		分配落：	6,991,552	分配落：	9,972
第6特定 期末	（平成21年9月24日）	分配付：	19,239,799	分配付：	10,179
		分配落：	19,137,204	分配落：	10,119

		純資産総額（円）	1 万口当たり純資産総額（円）
	平成 20 年 10 月末日	6,935,386	9,960
	11 月末日	7,283,131	9,985
	12 月末日	6,346,795	9,989
	平成 21 年 1 月末日	7,391,808	9,963
	2 月末日	7,068,636	9,978
	3 月末日	17,181,973	9,949
	4 月末日	17,711,291	9,941
	5 月末日	15,260,712	9,962
	6 月末日	16,639,482	10,062
	7 月末日	16,313,865	10,052
	8 月末日	18,993,689	10,101
	9 月末日	19,004,884	10,140
	平成 21 年 10 月 30 日	13,947,686	10,105

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

② 分配の推移

		1 万口当たり分配金
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	40 円
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	60 円
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	60 円
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	60 円
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	60 円
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	60 円

③ 収益率の推移

		収益率
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	0.76%
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	0.49%
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	1.89%
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	△1.24%

		収益率
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	0.64%
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	2.08%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間末分配付基準価額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

2. 財務ハイライト情報

1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している、「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の5の規定により注記される事項（以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」という。）を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務ハイライト情報は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）の財務諸表については監査法人トーマツによる監査を受け、また、第6特定期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

その監査報告書は、投資信託説明書（請求目論見書）に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

ニッセイ日本インカムオープン

1 貸借対照表

(単位：円)

	第5特定期間 (平成21年3月23日現在)	第6特定期間 (平成21年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,345	8,853
親投資信託受益証券	6,980,097	19,125,930
未収入金	20,000	40,000
流動資産合計	7,001,442	19,174,783
資産合計	7,001,442	19,174,783
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,011	18,912
未払解約金	—	10,056
未払受託者報酬	186	556
未払委託者報酬	2,507	7,512
その他未払費用	186	543
流動負債合計	9,890	37,579
負債合計	9,890	37,579
純資産の部		
元本等		
元本	7,011,084	18,912,551
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△19,532	224,653
純資産合計	6,991,552	19,137,204
負債純資産合計	7,001,442	19,174,783

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第5特定期間 (自平成20年9月23日 至平成21年3月23日)	第6特定期間 (自平成21年3月24日 至平成21年9月24日)
営業収益		
有価証券売買等損益	59,664	405,833
営業収益合計	59,664	405,833
営業費用		
受託者報酬	1,049	2,641
委託者報酬	14,419	35,503
その他費用	1,009	2,591
営業費用合計	16,477	40,735
営業利益又は営業損失(△)	43,187	365,098
経常利益又は経常損失(△)	43,187	365,098
当期純利益又は当期純損失(△)	43,187	365,098
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,850	22,670
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△18,617	△19,532
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,951	59,253
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,924	23,869
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27	35,384
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,807	54,901
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	7,420
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,807	47,481
分配金	41,096	102,595
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△19,532	224,653

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	第 5 特定期間 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末 日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な 事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則と して、毎月 21 日から翌月 20 日まで、 又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとし ておりますが、前特定期間末日及び 当特定期間末日が休業日のため、平 成 20 年 9 月 23 日から平成 21 年 3 月 23 日までとなっております。	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則と して、毎月 21 日から翌月 20 日まで、 又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとし ておりますが、前特定期間末日及び 当特定期間末日が休業日のため、平 成 21 年 3 月 24 日から平成 21 年 9 月 24 日までとなっております。

追加型証券投資信託 ニッセイ日本インカムオープン

運用の基本方針

約款第 23 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した配当等収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として、ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。
- ② 公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。
- ③ 上記親投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権をいいます。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ⑥ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ただし、第 1 から第 2 計算期間末には、分配を行いません。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ日本インカムオープン マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ日本インカムオープン マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額を除きます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。原則として配当等収益等を中心に分配を行うことを目指しますが、売買益（評価益を含みます。）が発生した場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行うこともあります。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ニッセイ日本インカムオープン
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金26,250,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項または第58条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については26,250,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産の資産総額（投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第33条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第35条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解

約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第 12 条 取扱販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第 2 条の規定による受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は取得申込日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 別に定める「ニッセイ日本インカムオープン自動けいぞく(累積)投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第 51 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 45 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第 13 条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 18 条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第 19 条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 28 条、第 29 条および第 30 条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 約束手形(イに掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、主として第 1 号のニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の第 2 号から第 18 号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
 7. 転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券（なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権をいいます。）
 8. コマーシャル・ペーパー
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 2 号から第 8 号までの証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 15. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 17. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 18. 外国の者に対する権利で前 2 号の有価証券の性質を有するもの
ただし、第 10 号および第 11 号の証券については、株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券に投資するものを除きます。
なお、第 7 号の証券および第 9 号の証券または証書のうち第 7 号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 9 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 10 号および第 11 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号または第 2 号で定めるもの
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 20 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑦ 前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 22 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、第 36 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 20 条および第 21 条第 1 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法

人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第 27 条ないし第 31 条、第 35 条、第 40 条、第 41 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第 23 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第 24 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 25 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

(先物取引等の運用指図)

第 28 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 31 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の

50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

- 第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または第33条の規定により借り入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

- 第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第34条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第36条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

- 第37条 （削除）

(混蔵寄託)

- 第38条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第39条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 40 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 41 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 42 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 43 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 44 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 45 条 この信託の計算期間は、毎月 21 日から翌月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は投資信託契約締結日から平成 18 年 10 月 20 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 46 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第 47 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第 48 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 85 以内の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬率は、每期、当計算期間開始日の前月末（第 1 計算期間については当初設定日の前月末）における日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

（新発 10 年固定利付国債の利回り）

3%未満の場合	年 10,000 分の 43
3%以上 4%未満の場合	年 10,000 分の 54
4%以上 5%未満の場合	年 10,000 分の 75
5%以上の場合	年 10,000 分の 85

③ 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

④ 第 2 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 49 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額にみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てること

ができます。

- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、収益分配金については第51条第1項に規定する支払開始日および第51条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第51条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第51条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第51条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第53条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第52条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第53条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位または1万口単位として取扱販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

- ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。

- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第54条 委託者は、信託期間中において、下記の理由により、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. この投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき
 2. この投資信託契約の一部を解約することにより、またはこの投資信託の主要投資対象であるニッセイ日本インカムオープン マザーファンドに投資する他の投資信託の解約により、当該マザーファンドの受益権の総口数が100億口を下回ることとなったとき
 3. この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 4. やむを得ない事情が発生したとき
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の期間が一月を下らずに、その公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第55条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第57条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条 第54条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いは、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(信託期間の延長)

第60条の2 (削除)

(公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

- 附則第1条 約款第12条第5項の「ニッセイ日本インカムオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ日本インカムオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイ日本インカムオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。
- 附則第2条 第51条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 附則第3条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 附則第4条 第30条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第30条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成18年9月29日（投資信託契約締結日）

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 ニッセイアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 田口 彌
-----	---

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 上原 治也
-----	---

(50 音順)

かんさほうしゅう 監査報酬	ファンドが保有する有価証券や資金などの計理が適正に行われているかなどを監査する監査法人に支払う報酬です。監査報酬は信託財産から支払われます。
きじゅんかかく 基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割った受益権1口あたりの価額です。当初元本1口＝1円のファンドは、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れ有価証券の値動き等により、日々変動します。
こべつがんばん 個別元本	ファンドの申込価額であり、受益者によってその額は異なります。同一ファンドを複数回購入した場合には、そのつど、加重平均により個別元本が計算し直されます。
じゅんしさんそうがく 純資産総額	ファンドに組入れられている株式や債券などの資産総額から、負債総額を差引いた額です。ファンドの規模を示す数字として利用されます。
しゅうかん 償還	ファンドが全財産の清算を行い、金銭を受益者に返還することです。ファンドには、満期日の設定された有期限のものと、満期日の設定されていない無期限のものがあり、期限のあるファンドは原則として満期日に償還となります。信託期間中でも、所定の手続きを経て、償還する場合があります（繰上償還）。
しんたくざいさん 信託財産	ファンドが保有する有価証券や現金のことです。
しんたくざいさんりゅうほがく 信託財産留保額	換金した受益者から、有価証券を売却するためにかかる費用の相当分を残りの受益者のためにご負担いただく費用です。ファンドによって、信託財産留保額がない場合もあります。
しんたくほうしゅう 信託報酬	ファンドの運用・管理サービスの対価として、投資家が信託財産から間接的にご負担いただく費用です。
とうろくきんゆうきかん 登録金融機関	証券会社以外で、投資信託の販売を行うことができる金融機関のことをいい、銀行、信用金庫、保険会社などが該当します。
ベンチマーク	ファンドの運用目標となる指標。同時に、運用成果を検証する際のパフォーマンス評価基準となります。投資対象によってそれぞれ異なったベンチマークが用いられますが、日本株に投資するファンドの場合はT O P I Xや日経平均株価などが代表的です。
ポートフォリオ	個々の投資家が保有またはファンドが投資している金融資産の集合体のことを指します。運用の中身は、株式、債券など様々です。
ポートフォリオ マネジャー	運用方針に基づき、市況動向等を踏まえて具体的な組入対象やその構成を決定し、ポートフォリオを構築する運用者のことを言います。ファンド・マネジャーともいいます。
やくかん 約款	個々の投資信託の具体的な仕組や運営・管理などの詳細について規定したものです。委託会社と受託会社は約款に基づいてファンドの運用・管理を行います。法律に定められている約款の主な記載内容は、委託会社、受託会社の業務、受益者の権利、運用方法、償還および収益の分配、信託報酬、手数料などがあります。
ゆうかしょうけんとどけしよ 有価証券届出書	投資信託を募集する際、財務局に提出しなければならない法定書類のことです。有価証券届出書は公衆縦覧されており、EDINET（Electronic Disclosure for Investors' NETwork http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）においてインターネットでも閲覧することが可能です。

投資信託説明書

(請求目論見書)

2010.04

ニッセイ日本インカムオープン

追加型投信／国内／債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。

(愛称) **Jボンド**



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

「ニッセイ日本インカムオープン」は、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- 投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。
- 投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

- この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ニッセイ日本インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 12 月 18 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 12 月 19 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 22 年 4 月 1 日に関東財務局長に提出しております。

投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第 1 【ファンドの沿革】	1
第 2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第 3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	6
第 4 【ファンドの経理状況】	7
1 【財務諸表】	10
2 【ファンドの現況】	18
第 5 【設定及び解約の実績】	18

第1【ファンドの沿革】

平成 18 年 9 月 29 日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受け付けを行います。

原則として午後 3 時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所[※]の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取消すことがあります。

※ 金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に 2.1%（税抜 2.0%）[※]を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。

それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「投資信託説明書（交付目論見書） 費用と税金」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権

の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

- 受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎月 21 日から翌月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 18 年 9 月 29 日から平成 18 年 10 月 20 日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5)【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなったとき
 - ii. 信託契約の一部を解約することにより、または当ファンドの主要投資対象であるニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資する他のベビーファンドの解約により当該マザーファンドの受益権の総口数が 100 億口を下回ることとなったとき
 - iii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iv. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記 1. により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月以上設けるものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3. から 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間を 1 ヶ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して 5 営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して 5 営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、前記1. の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3.」または「② 約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

④ 公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの3月および9月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

前記「１ 資産管理等の概要 （５）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第4【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。

- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成20年9月23日から平成21年3月23日まで)の財務諸表については監査法人トーマツによる監査を受け、また、第6特定期間(平成21年3月24日から平成21年9月24日まで)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

吉益裕二 

指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

松崎雅則 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本インカムオープン of 平成20年9月23日から平成21年3月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本インカムオープン of 平成21年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年11月6日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

吉益 裕二 

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本インカムオープン（平成21年3月24日から平成21年9月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者）にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本インカムオープン（平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

ニッセイ日本インカムオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5特定期間 (平成21年3月23日現在)	第6特定期間 (平成21年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,345	8,853
親投資信託受益証券	6,980,097	19,125,930
未収入金	20,000	40,000
流動資産合計	7,001,442	19,174,783
資産合計	7,001,442	19,174,783
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,011	18,912
未払解約金	—	10,056
未払受託者報酬	186	556
未払委託者報酬	2,507	7,512
その他未払費用	186	543
流動負債合計	9,890	37,579
負債合計	9,890	37,579
純資産の部		
元本等		
元本	7,011,084	18,912,551
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△19,532	224,653
純資産合計	6,991,552	19,137,204
負債純資産合計	7,001,442	19,174,783

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5特定期間 (自平成20年9月23日 至平成21年3月23日)	第6特定期間 (自平成21年3月24日 至平成21年9月24日)
営業収益		
有価証券売買等損益	59,664	405,833
営業収益合計	59,664	405,833
営業費用		
受託者報酬	1,049	2,641
委託者報酬	14,419	35,503
その他費用	1,009	2,591
営業費用合計	16,477	40,735
営業利益又は営業損失(△)	43,187	365,098
経常利益又は経常損失(△)	43,187	365,098
当期純利益又は当期純損失(△)	43,187	365,098
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,850	22,670
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△18,617	△19,532
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,951	59,253
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,924	23,869
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27	35,384
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,807	54,901
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	7,420
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,807	47,481
分配金	41,096	102,595
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△19,532	224,653

(3)【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 5 特定期間 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末 日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な 事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、 毎月 21 日から翌月 20 日まで、 又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとし ておりますが、前特定期間末日及び 当特定期間末日が休業日のため、平 成 20 年 9 月 23 日から平成 21 年 3 月 23 日までとなっております。	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、 毎月 21 日から翌月 20 日まで、 又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとし ておりますが、前特定期間末日及び 当特定期間末日が休業日のため、平 成 21 年 3 月 24 日から平成 21 年 9 月 24 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 5 特定期間 (平成 21 年 3 月 23 日現在)	第 6 特定期間 (平成 21 年 9 月 24 日現在)
1. 当該特定期間の末日におけ る受益権総数	7,011,084 口	18,912,551 口
2. 投資信託財産の計算に関す る規則第 55 条の 6 第 10 号 に規定する額 元本の欠損	19,532 円	－円
3. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.9972 円 (9,972 円)	1.0119 円 (10,119 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 特定期間 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
分配金の計算過程 第 25 期 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 20 年 10 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,641 円) (親投資信託の信託財産に属する配当 等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 9,045 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (30,340 円)、及び分配準備積立金 (99,568 円) より、分配対象収益は 136,549 円 (1 口当たり 0.019667 円) であり、うち 6,943 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	分配金の計算過程 第 31 期 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 4 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (17,182 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 23,089 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整 金 (265,657 円)、及び分配準備積立金 (82,918 円) より、分配対象収益は 365,757 円 (1 口当たり 0.020693 円) であり、うち 17,675 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。
第 26 期 (自平成 20 年 10 月 21 日 至平成 20 年 11 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,701 円) (親投資信託の信託財産に属する配当 等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 10,159 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整 金 (31,469 円)、及び分配準備積立金 (99,122 円) より、分配対象収益は 140,292 円 (1 口当たり 0.020060 円) であり、うち 6,993 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 32 期 (自平成 21 年 4 月 21 日 至平成 21 年 5 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (19,836 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 21,126 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整 金 (230,527 円)、及び分配準備積立金 (70,002 円) より、分配対象収益は 320,365 円 (1 口当たり 0.021005 円) であり、うち 15,251 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。
第 27 期 (自平成 20 年 11 月 21 日 至平成 20 年 12 月 22 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,842 円) (親投資信託の信託財産に属する配当 等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 9,832 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (33,314 円)、及び分配準備積立金 (87,966 円) より、分配対象収益は 128,122 円 (1 口当たり 0.020166 円) であり、うち 6,353 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 33 期 (自平成 21 年 5 月 21 日 至平成 21 年 6 月 22 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (23,439 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 25,334 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整 金 (257,191 円)、及び分配準備積立金 (74,361 円) より、分配対象収益は 354,991 円 (1 口当たり 0.021512 円) であり、うち 16,502 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。

第 5 特定期間 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
第 28 期 (自平成 20 年 12 月 23 日 至平成 21 年 1 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,229 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 8,722 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (33,521 円)、及び分配準備積立金 (88,455 円) より、分配対象収益は 129,205 円 (1 口当たり 0.020304 円) であり、うち 6,363 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 34 期 (自平成 21 年 6 月 23 日 至平成 21 年 7 月 21 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (20,032 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 21,361 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (65,154 円)、収益調整金 (255,392 円)、及び分配準備積立金 (73,779 円) より、分配対象収益は 414,357 円 (1 口当たり 0.025877 円) であり、うち 16,012 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。
第 29 期 (自平成 21 年 1 月 21 日 至平成 21 年 2 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,788 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 10,775 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (55,278 円)、及び分配準備積立金 (88,759 円) より、分配対象収益は 151,825 円 (1 口当たり 0.020426 円) であり、うち 7,433 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 35 期 (自平成 21 年 7 月 22 日 至平成 21 年 8 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (21,173 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 24,745 円を含みます。)、費用控除後の有価証券売買等損益 (17,596 円)、収益調整金 (314,939 円)、及び分配準備積立金 (141,024 円) より、分配対象収益は 494,732 円 (1 口当たり 0.027118 円) であり、うち 18,243 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。
第 30 期 (自平成 21 年 2 月 21 日 至平成 21 年 3 月 23 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,329 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 10,208 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (52,590 円)、及び分配準備積立金 (83,642 円) より、分配対象収益は 143,561 円 (1 口当たり 0.020476 円) であり、うち 7,011 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 36 期 (自平成 21 年 8 月 21 日 至平成 21 年 9 月 24 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (27,912 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 30,391 円を含みます。)、費用控除後の有価証券売買等損益 (69,038 円)、収益調整金 (337,751 円)、及び分配準備積立金 (157,171 円) より、分配対象収益は 591,872 円 (1 口当たり 0.031295 円) であり、うち 18,912 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 特定期間 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 5 特定期間 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第 5 特定期間 (平成 21 年 3 月 23 日現在)	第 6 特定期間 (平成 21 年 9 月 24 日現在)
期首元本額	5,831,522 円	7,011,084 円
期中追加設定元本額	2,694,436 円	17,121,508 円
期中一部解約元本額	1,514,874 円	5,220,041 円

2 有価証券関係

第 5 特定期間 (平成 21 年 3 月 23 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 21 年 2 月 21 日 至平成 21 年 3 月 23 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,980,097	4,716
合計	6,980,097	4,716

第 6 特定期間 (平成 21 年 9 月 24 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 21 年 8 月 21 日 至平成 21 年 9 月 24 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	19,125,930	105,094
合計	19,125,930	105,094

3 デリバティブ取引関係

第 5 特定期間 (自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド	17,945,140	19,125,930	
合計		17,945,140	19,125,930	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

＜参考＞

開示対象ファンド（ニッセイ日本インカムオープン）は、「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成 21 年 3 月 23 日現在）	（平成 21 年 9 月 24 日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	372,447,849	168,333,895
国債証券	757,452,330	845,592,090
地方債証券	1,328,405,672	1,444,487,900
特殊債券	2,746,146,326	4,118,613,173
社債券	17,437,929,577	17,840,026,898
未収利息	90,661,962	88,915,800
前払費用	393,402	2,071,830
流動資産合計	22,733,437,118	24,508,041,586
資産合計	22,733,437,118	24,508,041,586
負債の部		
流動負債		
未払金	100,392,000	—
未払解約金	20,000	40,000
流動負債合計	100,412,000	40,000
負債合計	100,412,000	40,000
純資産の部		
元本等		
元本	21,719,925,287	22,995,939,247
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	913,099,831	1,512,062,339
純資産合計	22,633,025,118	24,508,001,586
負債純資産合計	22,733,437,118	24,508,041,586

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。 (2) 地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。	(1) 国債証券 同左 (2) 地方債証券・特殊債券・社債券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 21 年 3 月 23 日現在)	(平成 21 年 9 月 24 日現在)
1. 計算日における受益権総数	21,719,925,287 口	22,995,939,247 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0420 円 (10,420 円)	1.0658 円 (10,658 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)	(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 21 年 3 月 23 日現在)	(平成 21 年 9 月 24 日現在)
同特定期間の期首元本額	24,331,381,755 円	21,719,925,287 円
同特定期間中の追加設定元本額	2,585,923 円	1,445,645,566 円
同特定期間中の一部解約元本額	2,614,042,391 円	169,631,606 円
同特定期間末日の元本額※	21,719,925,287 円	22,995,939,247 円
※上記元本額の内訳		
ニッセイ日本インカムオープン	6,698,750 円	17,945,140 円
ニッセイ日本インカムファンド	21,713,226,537 円	22,977,994,107 円
合計	21,719,925,287 円	22,995,939,247 円

2 有価証券関係

(平成 21 年 3 月 23 日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	757,452,330	4,225,950
地方債証券	1,328,405,672	14,672,400
特殊債券	2,746,146,326	27,949,717
社債券	17,437,929,577	△43,866,300
合計	22,269,933,905	2,981,767

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成 20 年 9 月 23 日)から計算日までの期間に対応するものであります。

(平成 21 年 9 月 24 日現在)
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	845,592,090	4,810,660
地方債証券	1,444,487,900	15,569,200
特殊債券	4,118,613,173	44,173,966
社債券	17,840,026,898	271,846,000
合計	24,248,720,061	336,399,826

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成 21 年 3 月 24 日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(自平成 20 年 9 月 23 日 至平成 21 年 3 月 23 日)
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表（平成 21 年 9 月 24 日現在）

第 1 有価証券明細表

① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率（％）	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第 230 回利付国債（10 年）	1.100	2011/3/21	49,000,000	49,669,830	
	第 240 回利付国債（10 年）	1.300	2012/6/20	200,000,000	205,540,000	
	第 266 回利付国債（10 年）	1.400	2014/12/20	190,000,000	197,548,700	
	第 269 回利付国債（10 年）	1.300	2015/3/20	182,000,000	188,249,880	
	第 279 回利付国債（10 年）	2.000	2016/3/20	96,000,000	103,277,760	
	第 282 回利付国債（10 年）	1.700	2016/9/20	96,000,000	101,305,920	
	国債証券 計			813,000,000	845,592,090	
地方債証券	第 629 回東京都公募公債	1.450	2015/12/18	200,000,000	206,951,200	
	第 667 回東京都公募公債	1.570	2019/3/20	100,000,000	101,767,600	
	平成 19 年度 6 回北海道公募公債	1.960	2017/8/31	100,000,000	104,857,800	
	第 122 回神奈川県公募公債	1.600	2013/9/30	200,000,000	208,149,000	
	平成 21 年度 4 回静岡県公募公債	1.560	2019/8/20	100,000,000	101,109,300	
	平成 15 年度 2 回埼玉県公募公債	1.100	2013/7/30	300,000,000	306,217,500	
	平成 18 年度 5 回埼玉県公募公債	1.900	2016/11/29	200,000,000	211,870,600	
	第 12 回ふ号名古屋市公募公債	1.500	2012/3/19	100,000,000	102,756,600	
	平成 20 年度 26 回横浜市非公募公債	1.500	2019/3/27	100,000,000	100,808,300	
	地方債証券 計			1,400,000,000	1,444,487,900	

種類	銘柄	利率（％）	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
特殊債券	第 6 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.650	2015/12/18	100,000,000	104,467,000	
	第 45 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.670	2019/3/20	200,000,000	204,340,000	
	第 41 回道路債券	1.520	2015/3/20	200,000,000	207,667,600	
	第 4 回都市基盤整備債券	1.360	2012/12/20	300,000,000	308,581,500	
	第 3 回関西国際空港社債	2.130	2014/8/5	100,000,000	106,605,300	
	第 5 回関西国際空港社債	2.110	2016/9/20	200,000,000	214,212,400	
	第 5 回福祉医療機構債券	1.400	2015/6/19	100,000,000	102,913,200	
	第 14 回福祉医療機構債券	1.990	2017/6/20	300,000,000	317,685,000	
	第 14 回住宅支援機構債券	1.860	2018/3/20	100,000,000	104,826,600	
	第 21 回住宅支援機構債券	1.920	2018/9/20	100,000,000	104,897,200	
	第 3 回中日本高速道路社債	1.920	2017/9/20	100,000,000	105,126,200	
	第 107 回福岡北九州高速道路債券	1.720	2015/12/18	200,000,000	208,126,200	
	第 12 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.910	2016/12/20	100,000,000	105,820,800	
	ろ号特別第 31 回阪神高速道路債券	1.400	2012/12/20	100,000,000	102,641,700	
	第 21 回特別関西国際空港債券	1.600	2011/3/16	200,000,000	203,227,200	
	ろ号特別第 89 回新東京国際空港債券	1.700	2011/1/28	135,000,000	137,373,165	
	ろ号特別第 92 回新東京国際空港債券	1.500	2012/3/19	109,100,000	111,819,535	
	第 77 回名古屋高速道路債券	2.100	2010/3/23	140,000,000	140,887,180	
	第 2 回特別鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.600	2014/12/17	100,000,000	103,771,700	
	第 5 回特別鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.800	2016/3/22	100,000,000	104,730,900	
	ほ号特別第 191 回鉄道建設債券	1.800	2010/12/24	100,000,000	101,754,200	
	い第 659 号利付商工債券	0.650	2010/4/27	100,000,000	100,105,193	
	い第 674 号利付商工債券	1.800	2011/7/27	200,000,000	204,922,800	
	い第 692 号利付商工債券	1.200	2013/1/25	100,000,000	101,931,500	
	い第 670 号利付農林債券	1.150	2011/3/25	100,000,000	101,073,400	
	第 199 回利付しんきん中金債券	1.500	2011/6/27	100,000,000	101,842,400	
	第 208 回利付しんきん中金債券	1.300	2012/3/27	100,000,000	101,950,700	
	第 225 回利付しんきん中金債券	1.300	2013/8/27	100,000,000	102,352,800	
	第 228 回利付しんきん中金債券	1.450	2013/11/27	100,000,000	102,959,800	
	特殊債券 計			3,984,100,000	4,118,613,173	
社債券	第 507 回東京電力	1.470	2013/10/28	200,000,000	206,826,400	
	第 524 回東京電力	1.795	2017/3/14	100,000,000	104,866,000	
	第 529 回東京電力	2.025	2017/7/25	100,000,000	106,340,800	
	第 545 回東京電力	1.849	2018/7/25	100,000,000	104,331,500	
	第 405 回中部電力	4.150	2015/4/24	100,000,000	118,100,500	
	第 473 回中部電力	1.550	2015/12/25	100,000,000	103,808,600	
	第 430 回関西電力	1.600	2012/3/19	100,000,000	102,903,800	
	第 439 回関西電力	1.540	2014/12/19	100,000,000	103,883,000	
	第 349 回中国電力	1.860	2017/9/25	100,000,000	105,058,300	
	第 283 回北陸電力	2.110	2016/8/25	100,000,000	107,235,300	
	第 288 回北陸電力	1.890	2017/10/25	100,000,000	105,255,100	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	第 375 回東北電力	3.700	2015/6/25	200,000,000	231,939,200	
	第 265 回四国電力	1.790	2017/8/25	100,000,000	104,590,600	
	第 409 回九州電力	1.483	2019/8/23	300,000,000	300,516,600	
	第 304 回北海道電力	1.703	2019/4/25	300,000,000	307,480,800	
	第 10 回前田建設工業	0.790	2009/12/22	100,000,000	99,420,412	
	第 1 回アコーディア・ゴルフ	2.100	2011/11/8	100,000,000	90,078,400	
	第 4 回明治製菓	1.280	2014/1/31	100,000,000	100,940,700	
	第 3 回日清オイリオグループ	1.030	2010/12/8	100,000,000	100,578,000	
	第 6 回キッコーマン	1.880	2017/11/17	200,000,000	200,981,200	
	第 19 回味の素	1.370	2014/9/17	100,000,000	102,274,100	
	第 3 回日本たばこ産業	1.530	2011/7/22	100,000,000	102,014,900	
	第 13 回レンゴー	1.710	2014/11/28	100,000,000	99,754,100	
	第 9 回レンゴー	0.930	2010/3/24	200,000,000	199,604,656	
	第 25 回三菱化学	1.800	2013/2/5	200,000,000	206,173,600	
	第 26 回三菱化学	1.160	2013/5/9	100,000,000	100,910,500	
	第 13 回電気化学工業	0.880	2009/12/3	100,000,000	99,838,165	
	第 15 回電気化学工業	1.630	2013/6/11	100,000,000	100,678,700	
	第 9 回オリエンタルランド	1.700	2018/1/31	100,000,000	101,644,600	
	第 2 回フジテレビジョン	1.570	2013/3/19	100,000,000	103,225,800	
	第 17 回日石三菱	2.200	2009/12/9	100,000,000	100,350,480	
	第 8 回横浜ゴム	1.680	2014/5/27	100,000,000	101,904,100	
	第 57 回新日本製鐵	1.920	2018/3/20	100,000,000	103,218,000	
	第 58 回新日本製鐵	1.714	2018/6/20	200,000,000	202,375,800	
	第 47 回住友金属工業	1.300	2011/12/16	200,000,000	203,162,800	
	第 50 回神戸製鋼所	1.840	2018/4/24	200,000,000	198,130,800	
	第 16 回豊田自動織機	1.950	2016/9/20	200,000,000	208,881,600	
	第 17 回豊田自動織機	1.720	2018/9/20	200,000,000	200,985,600	
	第 8 回クボタ	1.200	2011/2/28	100,000,000	100,940,900	
	第 13 回日立製作所	0.700	2010/8/18	100,000,000	100,099,126	
	第 3 回松下電工	1.660	2015/6/19	100,000,000	103,879,600	
	第 44 回日産自動車	0.710	2010/6/21	300,000,000	297,888,174	
	第 45 回日産自動車	0.620	2009/10/15	100,000,000	99,961,036	
	第 26 回いすゞ自動車	1.240	2010/9/17	400,000,000	392,410,779	
	第 21 回マツダ	1.300	2012/9/7	100,000,000	97,100,100	
	第 15 回ニコン	1.400	2010/2/26	100,000,000	100,133,690	
	第 3 回凸版印刷	1.420	2013/12/20	200,000,000	205,251,400	
	第 13 回豊田通商	1.650	2011/6/8	100,000,000	101,989,100	
	第 12 回三井物産	2.600	2012/10/26	200,000,000	212,033,400	
	第 7 回ニプロ	2.040	2018/3/5	200,000,000	195,900,600	
	第 3 回三愛石油	1.140	2009/12/18	200,000,000	199,208,120	
	第 1 回みずほコーポレート銀行 （劣後特約付）	2.100	2014/2/12	300,000,000	310,668,000	
	第 2 回みずほコーポレート銀行 （劣後特約付）	2.180	2014/8/5	100,000,000	103,958,900	
	第 8 回三菱東京UFJ銀行	2.000	2010/1/27	100,000,000	100,388,800	
	第 2 回三菱東京UFJ銀行（劣 後特約付）	1.930	2011/7/29	100,000,000	101,966,300	
	第 4 回三菱東京UFJ銀行（劣 後特約付）	1.130	2013/5/22	100,000,000	100,252,100	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	第 8 回三菱東京UFJ銀行（劣 後特約付）	1.640	2015/7/22	300,000,000	303,014,100	
	第 4 回三井住友銀行（劣後特約 付）	1.950	2011/6/20	100,000,000	101,902,000	
	第 1 回りそな銀行（劣後特約付）	2.120	2014/9/24	300,000,000	304,501,200	
	第 2 回三菱UFJ信託銀行（劣 後特約付）	1.950	2014/6/17	100,000,000	103,125,800	
	第 3 回住友信託銀行（劣後特約 付）	1.940	2014/4/28	100,000,000	102,406,200	
	第 5 回住友信託銀行（劣後特約 付）	2.250	2016/4/27	500,000,000	515,012,500	
	第 2 回住友信託銀行（劣後特約 付）	1.980	2014/2/12	100,000,000	102,617,300	
	第 3 回中央三井信託銀行（劣後 特約付）	2.030	2015/1/28	200,000,000	202,376,200	
	第 7 回三井住友銀行（劣後特約 付）	2.010	2014/2/5	100,000,000	103,614,900	
	第 8 回三井住友銀行（劣後特約 付）	1.950	2014/10/22	100,000,000	103,363,800	
	第 9 回三井住友銀行（劣後特約 付）	1.750	2015/8/17	100,000,000	101,575,300	
	第 10 回三井住友銀行（劣後特約 付）	2.110	2017/2/16	100,000,000	102,891,500	
	第 2 回みずほ銀行（劣後特約付）	1.670	2015/8/7	100,000,000	100,583,200	
	第 6 回みずほ銀行（劣後特約付）	2.250	2016/11/4	300,000,000	309,930,600	
	第 3 回SBIホールディングス	2.080	2009/9/25	200,000,000	199,998,928	
	第 11 回リコーリース	1.473	2014/4/22	100,000,000	102,136,900	
	第 102 回オリックス	1.100	2010/10/27	100,000,000	97,386,100	
	第 1 回三菱UFJリース	1.580	2012/5/31	200,000,000	201,995,800	
	第 3 回三菱UFJリース	1.290	2010/10/26	100,000,000	100,274,300	
	第 1 回住友生命第 2 回基金流動 化特定目的会社	1.960	2012/8/10	100,000,000	99,807,000	
	第 1 回住友生命基金流動化特定 目的会社	1.580	2011/8/15	100,000,000	99,361,600	
	第 25 回三井不動産	1.805	2016/3/16	300,000,000	311,320,200	
	第 1 回サンケイビル	1.610	2011/11/8	100,000,000	99,906,200	
	第 54 回住友不動産	0.750	2010/8/5	100,000,000	98,845,100	
	第 57 回住友不動産	1.860	2011/6/8	100,000,000	99,383,900	
	第 58 回住友不動産	1.840	2011/7/29	100,000,000	99,230,300	
	第 59 回住友不動産	1.870	2012/9/21	400,000,000	391,188,400	
	第 2 回藤和不動産	2.290	2010/6/25	200,000,000	200,917,532	
	第 3 回藤和不動産	2.770	2012/6/26	200,000,000	206,176,400	
	第 27 回京浜急行電鉄	1.980	2016/3/10	100,000,000	103,216,000	
	第 46 回小田急電鉄	1.377	2013/12/17	100,000,000	102,445,100	
	第 39 回京成電鉄	2.090	2014/6/27	200,000,000	206,728,800	
	第 42 回京成電鉄	2.120	2017/2/8	200,000,000	205,393,200	
	第 44 回京成電鉄	2.270	2017/6/19	200,000,000	206,976,000	
	第 56 回東日本旅客鉄道	1.700	2018/12/20	200,000,000	205,609,400	
	第 18 回西日本旅客鉄道	1.700	2018/12/11	200,000,000	205,651,800	
	第 35 回近畿日本鉄道	2.350	2010/10/25	100,000,000	101,486,000	
	第 52 回近畿日本鉄道	1.890	2011/4/25	200,000,000	202,805,400	
	第 35 回名古屋鉄道	1.450	2012/2/9	200,000,000	201,771,800	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	第 36 回名古屋鉄道	2.110	2017/2/9	200,000,000	205,251,800	
	第 40 回名古屋鉄道	1.880	2018/2/13	100,000,000	100,050,000	
	第 12 回商船三井	1.999	2019/5/27	200,000,000	202,880,600	
	第 5 回K D D I	3.200	2017/4/28	100,000,000	112,988,900	
	第 53 回日本電信電話	1.540	2017/12/20	300,000,000	307,255,500	
	第 3 回K D D I	1.070	2010/12/20	100,000,000	100,675,400	
	第 15 回N T T ドコモ	1.960	2018/6/20	200,000,000	210,629,000	
	第 17 回N T T ドコモ	1.770	2018/9/20	200,000,000	207,115,400	
	第 14 回電源開発	1.560	2015/9/18	100,000,000	103,818,000	
	第 16 回電源開発	1.990	2016/6/20	100,000,000	106,389,600	
	第 20 回電源開発	1.740	2017/9/20	100,000,000	104,035,200	
	第 22 回N T T データ	1.780	2018/12/20	200,000,000	206,617,600	
	第 23 回N T T データ	1.650	2019/3/20	200,000,000	203,886,000	
	第 2 回A2 号和楽キャピタル	1.720	2015/2/27	200,000,000	200,992,000	
	第 1 回A 号ティーケープロパティ	1.630	2013/11/30	200,000,000	199,232,000	
	第 1 回C 号国家公務員共済組合連合会第 2 回C L O シニア特定目的会社	1.100	2013/6/10	300,000,000	296,989,500	
	社債券 計			17,500,000,000	17,840,026,898	
合計			23,697,100,000	24,248,720,061		

- 第 2

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
- 第 3

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。
- 第 4

不動産等明細表
該当事項はありません。
- 第 5

商品明細表
該当事項はありません。
- 第 6

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。
- 第 7

その他特定資産の明細表
該当事項はありません。
- 第 8

借入金明細表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】	
(平成 21 年 10 月 30 日現在)	
I 資産総額	13,949,502 円
II 負債総額	1,816 円
III 純資産総額 (I − II)	13,947,686 円
IV 発行済数量	13,802,557 口
V 1 万口当たり純資産額 (III／IV×10000)	10,105 円

第 5【設定及び解約の実績】

		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	66,250,000	—	66,250,000
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	—	35,500,000	30,750,000
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	—	20,000,000	10,750,000
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	81,522	5,000,000	5,831,522
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	2,694,436	1,514,874	7,011,084
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	17,121,508	5,220,041	18,912,551

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

訂正事項分

2010.06

ニッセイ日本インカムオープン

追加型投信／国内／債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。

(愛称) **Jボンド**



ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ日本インカムオープン (愛称：Jボンド)

投資信託説明書（交付目論見書） ＜訂正事項分＞

2010.06

ニッセイアセットマネジメント株式会社

- 投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。
- 投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ニッセイ日本インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年12月18日に関東財務局長に提出しており、平成21年12月19日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年4月1日、平成22年4月16日、平成22年4月19日、平成22年5月6日、平成22年5月10日、平成22年5月24日、平成22年6月7日、平成22年6月17日および平成22年6月18日に関東財務局長に提出しております。

〔Ⅰ〕 目論見書の訂正理由

「ニッセイ日本インカムオープン 投資信託説明書（交付目論見書）2010.04」（以下「原交付目論見書」ということがあります）の記載事項のうち下記の項目について、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

〔Ⅱ〕 訂正の内容

_____の部分は訂正部分を示します。

ファンドの情報

3. ファンドのリスクおよび留意事項

(略)

委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社の主要株主である日本生命保険相互会社は平成 22 年 2 月末現在、他のベビーファンドを通じて主要投資対象であるマザーファンドを実質的に 33.7% 保有しております。

当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

その他

4. 委託会社の概況 (平成 22 年 4 月末現在)

- ① 委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社

(略)

運用状況

1. ファンドの運用状況（変更後の内容を記載しています）

（1）投資状況

（平成 22 年 4 月 30 日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	26,131,175,282	100.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△2,749,223	△0.01
純資産総額		26,128,426,059	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」

（平成 22 年 4 月 30 日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	720,195,000	1.41
地方債証券	日本	1,152,554,100	2.26
特殊債券	日本	8,112,647,487	15.92
社債券	日本	40,471,219,661	79.43
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		496,856,010	0.98
純資産総額		50,953,472,258	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成 22 年 4 月 30 日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド	親投資信託受益証券	23,999,977,298	10,852	26,044,703,380	10,888	26,131,175,282	100.01
投資比率：合計									100.01

（注 1）投資有価証券は 1 銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は 1 万口当たりの基準価額であります。

（注 2）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	100.01
合計		100.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」

(平成 22 年 4 月 30 日現在)

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額 (円) 下段：評価額 (円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	
1	日本	第 5 回住友信託銀行 (劣後特約付)	2.250	2016/4/27	社債券	500,000,000	105.03 106.61	525,165,000 533,041,500	1.05
2	日本	第 1 回みずほコーポレート銀行 (劣後特約付)	2.100	2014/2/12	社債券	500,000,000	104.89 105.20	524,437,800 526,014,500	1.03
3	日本	第 472 回関西電力	1.790	2018/11/22	社債券	500,000,000	104.65 105.19	523,257,100 525,945,000	1.03
4	日本	第 20 回三洋電機	2.020	2014/8/26	社債券	500,000,000	104.78 105.09	523,882,400 525,468,000	1.03
5	日本	第 3 回藤和不動産	2.770	2012/6/26	社債券	500,000,000	104.74 104.23	523,694,400 521,147,500	1.02
6	日本	第 58 回丸紅	1.090	2010/10/21	社債券	500,000,000	100.31 100.31	501,551,256 501,551,256	0.98
7	日本	第 4 回りそな銀行 (劣後特約付)	2.766	2019/6/20	社債券	400,000,000	108.03 108.49	432,110,800 433,950,400	0.85
8	日本	第 53 回日本電信電話	1.540	2017/12/20	社債券	400,000,000	103.27 104.01	413,096,400 416,041,600	0.82
9	日本	第 8 回三菱東京UFJ銀行 (劣後特約付)	1.640	2015/7/22	社債券	400,000,000	103.36 103.73	413,422,100 414,939,200	0.81
10	日本	第 59 回住友不動産	1.870	2012/9/21	社債券	400,000,000	102.15 102.69	408,582,800 410,779,600	0.81
11	日本	第 7 回三菱UFJリース	1.110	2013/9/4	社債券	400,000,000	101.10 101.48	404,410,000 405,935,600	0.80
12	日本	第 52 回近畿日本鉄道	1.890	2011/4/25	社債券	400,000,000	101.31 101.31	405,257,200 405,257,200	0.80
13	日本	第 306 回利付国債 (10 年)	1.400	2020/3/20	国債証券	400,000,000	100.89 101.05	403,551,000 404,200,000	0.79
14	日本	第 26 回いすゞ自動車	1.240	2010/9/17	社債券	400,000,000	99.52 99.52	398,069,195 398,069,195	0.78
15	日本	第 375 回東北電力	3.700	2015/6/25	社債券	300,000,000	115.63 115.76	346,898,000 347,275,500	0.68
16	日本	第 5 回KDDI	3.200	2017/4/28	社債券	300,000,000	114.02 114.90	342,058,800 344,689,500	0.68
17	日本	第 14 回福祉医療機構債券	1.990	2017/6/20	特殊債券	300,000,000	106.66 107.20	319,987,500 321,600,600	0.63
18	日本	第 6 回みずほ銀行 (劣後特約付)	2.250	2016/11/4	社債券	300,000,000	105.50 106.63	316,497,900 319,884,600	0.63
19	日本	第 11 回三井住友銀行 (劣後特約付)	2.170	2017/12/20	社債券	300,000,000	106.74 106.32	320,220,000 318,961,500	0.63
20	日本	第 108 回福岡北九州高速道路債券	1.820	2016/3/24	特殊債券	300,000,000	105.91 105.92	317,736,000 317,754,000	0.62
21	日本	第 25 回三井不動産	1.805	2016/3/16	社債券	300,000,000	105.17 105.77	315,521,100 317,301,900	0.62
22	日本	第 12 回三井物産	2.600	2012/10/26	社債券	300,000,000	105.76 105.60	317,265,200 316,814,400	0.62
23	日本	第 8 回三井住友銀行 (劣後特約付)	1.950	2014/10/22	社債券	300,000,000	105.47 105.46	316,422,200 316,380,600	0.62
24	日本	第 1 回りそな銀行 (劣後特約付)	2.120	2014/9/24	社債券	300,000,000	103.79 105.25	311,370,600 315,757,800	0.62
25	日本	第 12 回商船三井	1.999	2019/5/27	社債券	300,000,000	103.74 105.11	311,210,700 315,323,400	0.62

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額 (円) 下段：評価額 (円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	
26	日本	第1回第2回財政融資マスタートラスト特定目的会社	1.980	2018/6/20	社債券	300,000,000	103.91 104.72	311,718,600 314,155,800	0.62
27	日本	第32回住友化学	1.630	2015/12/4	社債券	300,000,000	104.63 104.72	313,895,000 314,151,000	0.62
28	日本	第304回北海道電力	1.703	2019/4/25	社債券	300,000,000	103.36 104.11	310,075,800 312,331,500	0.61
29	日本	第17回住宅金融支援機構債券	1.690	2018/9/5	特殊債券	300,000,000	104.12 103.97	312,354,000 311,922,000	0.61
30	日本	第228回利付しんきん中金債券	1.450	2013/11/27	特殊債券	300,000,000	103.52 103.63	310,552,200 310,881,600	0.61
								投資比率：合計	22.64

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
社債券	—	79.43
特殊債券	—	15.92
地方債証券	—	2.26
国債証券	—	1.41
合計		99.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成22年4月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1 万口当たり純資産総額（円）	
第1特定 期末	（平成19年3月20日）	分配付：	66, 716, 645	分配付：	10, 076
		分配落：	66, 491, 645	分配落：	10, 036
第2特定 期末	（平成19年9月20日）	分配付：	31, 190, 393	分配付：	10, 085
		分配落：	30, 828, 393	分配落：	10, 025
第3特定 期末	（平成20年3月21日）	分配付：	11, 059, 686	分配付：	10, 214
		分配落：	10, 915, 186	分配落：	10, 154
第4特定 期末	（平成20年9月22日）	分配付：	5, 872, 579	分配付：	10, 028
		分配落：	5, 812, 905	分配落：	9, 968
第5特定 期末	（平成21年3月23日）	分配付：	7, 032, 648	分配付：	10, 032
		分配落：	6, 991, 552	分配落：	9, 972
第6特定 期末	（平成21年9月24日）	分配付：	19, 239, 799	分配付：	10, 179
		分配落：	19, 137, 204	分配落：	10, 119

		純資産総額（円）	1 万口当たり純資産総額（円）
第7特定 期末	(平成22年3月23日)	分配付： 11,810,159,702	分配付： 10,241
		分配落： 11,782,699,607	分配落： 10,156
	平成 21 年 4 月末日	17,711,291	9,941
	5 月末日	15,260,712	9,962
	6 月末日	16,639,482	10,062
	7 月末日	16,313,865	10,052
	8 月末日	18,993,689	10,101
	9 月末日	19,004,884	10,140
	10 月末日	13,947,686	10,105
	11 月末日	14,549,008	10,171
	12 月末日	685,422,580	10,174
	平成 22 年 1 月末日	2,540,299,368	10,170
	2 月末日	5,847,713,107	10,178
	3 月末日	15,914,347,227	10,135
	平成 22 年 4 月 30 日	26,128,426,059	10,194

(注) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

② 分配の推移

		1 万口当たり分配金
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	40 円
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	60 円
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	60 円
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	60 円
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	60 円
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	60 円
第7 特定期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	85 円

③ 収益率の推移

		収益率
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	0.76%
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	0.49%
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	1.89%
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	△1.24%
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	0.64%
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	2.08%
第7 特定期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	1.21%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間末分配付基準価額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

2. 財務ハイライト情報（変更後の内容を記載しています）

1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、投資信託説明書（請求目論見書）＜訂正事項分＞の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している、「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の5の規定により注記される事項（以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」という。）を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務ハイライト情報は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6特定期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）及び第7特定期間（平成21年9月25日から平成22年3月23日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

その監査報告書は、投資信託説明書（請求目論見書）＜訂正事項分＞に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

ニッセイ日本インカムオープン

1 貸借対照表

(単位：円)

	第6特定期間 (平成21年9月24日現在)	第7特定期間 (平成22年3月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,853	39,143,265
親投資信託受益証券	19,125,930	11,782,699,275
未収入金	40,000	—
流動資産合計	19,174,783	11,821,842,540
資産合計	19,174,783	11,821,842,540
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,912	17,401,717
未払解約金	10,056	18,776,992
未払受託者報酬	556	203,361
未払委託者報酬	7,512	2,711,553
その他未払費用	543	49,310
流動負債合計	37,579	39,142,933
負債合計	37,579	39,142,933
純資産の部		
元本等		
元本	18,912,551	11,601,144,890
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	224,653	181,554,717
純資産合計	19,137,204	11,782,699,607
負債純資産合計	19,174,783	11,821,842,540

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第6特定期間 (自平成21年3月24日 至平成21年9月24日)	第7特定期間 (自平成21年9月25日 至平成22年3月23日)
営業収益		
受取利息	—	2,460
有価証券売買等損益	405,833	16,024,554
営業収益合計	405,833	16,027,014
営業費用		
受託者報酬	2,641	318,713
委託者報酬	35,503	4,250,050
その他費用	2,591	111,239
営業費用合計	40,735	4,680,002
営業利益又は営業損失(△)	365,098	11,347,012
経常利益又は経常損失(△)	365,098	11,347,012
当期純利益又は当期純損失(△)	365,098	11,347,012
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	22,670	621,925
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△19,532	224,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,253	202,250,734
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,869	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,384	202,250,734
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,901	4,185,662
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,420	4,185,662
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,481	—
分配金	102,595	27,460,095
期末剰余金又は期末欠損金(△)	224,653	181,554,717

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	第 7 特定期間 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。 ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月 21 日から翌月 20 日まで、又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとしておりますが、前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成 21 年 3 月 24 日から平成 21 年 9 月 24 日までとなっております。	親投資信託受益証券 同左 ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月 21 日から翌月 20 日まで、又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとしておりますが、前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成 21 年 9 月 25 日から平成 22 年 3 月 23 日までとなっております。

追加型証券投資信託
ニッセイ日本インカムオープン

約款新旧対照表

新	旧
(受託者の自己または利害関係人等との取引) 第 22 条 (略) ② 前項の取扱いは、第 27 条ないし第 31 条、第 35 条、第 40 条、第 41 条、 <u>第 42 条</u> における委託者の指図による取引についても同様とします。	(受託者の自己または利害関係人等との取引) 第 22 条 (略) ② 前項の取扱いは、第 27 条ないし第 31 条、第 35 条、第 40 条、第 41 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

ニッセイ日本インカムオープン (愛称：Jボンド)

投資信託説明書（請求目論見書） ＜訂正事項分＞

2010.06

ニッセイアセットマネジメント株式会社

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。○投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。○投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。○登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。 |
|--|

- この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ニッセイ日本インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年12月18日に関東財務局長に提出しており、平成21年12月19日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年4月1日、平成22年4月16日、平成22年4月19日、平成22年5月6日、平成22年5月10日、平成22年5月24日、平成22年6月7日、平成22年6月17日および平成22年6月18日に関東財務局長に提出しております。

〔Ⅰ〕 目論見書の訂正理由

「ニッセイ日本インカムオープン 投資信託説明書（請求目論見書）2010.04」（以下「原請求目論見書」ということがあります）の記載事項のうち下記の項目について、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

〔Ⅱ〕 訂正の内容

第4【ファンドの経理状況】（変更後の内容を記載しています）

- 1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

- 3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6特定期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）及び第7特定期間（平成21年9月25日から平成22年3月23日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月6日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

吉益裕二



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本インカムオープン of 平成21年3月24日から平成21年9月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本インカムオープン of 平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

吉益 裕二



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本インカムオープン（平成21年9月25日から平成22年3月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本インカムオープン（平成22年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ニッセイ日本インカムオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6特定期間 (平成21年9月24日現在)	第7特定期間 (平成22年3月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,853	39,143,265
親投資信託受益証券	19,125,930	11,782,699,275
未収入金	40,000	—
流動資産合計	19,174,783	11,821,842,540
資産合計	19,174,783	11,821,842,540
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,912	17,401,717
未払解約金	10,056	18,776,992
未払受託者報酬	556	203,361
未払委託者報酬	7,512	2,711,553
その他未払費用	543	49,310
流動負債合計	37,579	39,142,933
負債合計	37,579	39,142,933
純資産の部		
元本等		
元本	18,912,551	11,601,144,890
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	224,653	181,554,717
純資産合計	19,137,204	11,782,699,607
負債純資産合計	19,174,783	11,821,842,540

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6特定期間 (自平成21年3月24日 至平成21年9月24日)	第7特定期間 (自平成21年9月25日 至平成22年3月23日)
営業収益		
受取利息	—	2,460
有価証券売買等損益	405,833	16,024,554
営業収益合計	405,833	16,027,014
営業費用		
受託者報酬	2,641	318,713
委託者報酬	35,503	4,250,050
その他費用	2,591	111,239
営業費用合計	40,735	4,680,002
営業利益又は営業損失(△)	365,098	11,347,012
経常利益又は経常損失(△)	365,098	11,347,012
当期純利益又は当期純損失(△)	365,098	11,347,012
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	22,670	621,925
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△19,532	224,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,253	202,250,734
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,869	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,384	202,250,734
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,901	4,185,662
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,420	4,185,662
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,481	—
分配金	102,595	27,460,095
期末剰余金又は期末欠損金(△)	224,653	181,554,717

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	第 7 特定期間 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末 日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な 事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則と して、毎月 21 日から翌月 20 日まで、 又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとし ておりますが、前特定期間末日及び 当特定期間末日が休業日のため、平 成 21 年 3 月 24 日から平成 21 年 9 月 24 日までとなっております。	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則と して、毎月 21 日から翌月 20 日まで、 又特定期間は原則として、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日まで及び 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとし ておりますが、前特定期間末日及び 当特定期間末日が休業日のため、平 成 21 年 9 月 25 日から平成 22 年 3 月 23 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 6 特定期間 (平成 21 年 9 月 24 日現在)	第 7 特定期間 (平成 22 年 3 月 23 日現在)
1. 当該特定期間の末日におけ る受益権総数	18,912,551 口	11,601,144,890 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0119 円 (10,119 円)	1.0156 円 (10,156 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	第 7 特定期間 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
分配金の計算過程 第 31 期 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 4 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (17,182 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 23,089 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整 金 (265,657 円)、及び分配準備積立金 (82,918 円) より、分配対象収益は 365,757 円 (1 口当たり 0.020693 円) であり、うち 17,675 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	分配金の計算過程 第 37 期 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 21 年 10 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (8,722 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 14,905 円を含みます。)、費用控除後の有価証券 売買等損益 (0 円)、収益調整金 (253,611 円)、 及び分配準備積立金 (160,758 円) より、分配対象 収益は 423,091 円 (1 口当たり 0.030984 円) であ り、うち 13,655 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配 金額としております。
第 32 期 (自平成 21 年 4 月 21 日 至平成 21 年 5 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (19,836 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 21,126 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整 金 (230,527 円)、及び分配準備積立金 (70,002 円) より、分配対象収益は 320,365 円 (1 口当たり 0.021005 円) であり、うち 15,251 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 38 期 (自平成 21 年 10 月 21 日 至平成 21 年 11 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (19,607 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 21,484 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (38,873 円)、収 益調整金 (292,125 円)、及び分配準備積立金 (149,568 円) より、分配対象収益は 500,173 円 (1 口当たり 0.034063 円) であり、うち 22,025 円 (1 口当たり 0.0015 円) を分配金額としております。
第 33 期 (自平成 21 年 5 月 21 日 至平成 21 年 6 月 22 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (23,439 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 25,334 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整 金 (257,191 円)、及び分配準備積立金 (74,361 円) より、分配対象収益は 354,991 円 (1 口当たり 0.021512 円) であり、うち 16,502 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 39 期 (自平成 21 年 11 月 21 日 至平成 21 年 12 月 21 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (325,157 円) (親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 340,368 円を含みます。)、費用控除後の有価証券 売買等損益 (475,513 円)、収益調整金 (10,886,531 円)、及び分配準備積立金 (167,078 円) より、分 配対象収益は 11,854,279 円 (1 口当たり 0.035966 円) であり、うち 494,395 円 (1 口当たり 0.0015 円) を分配金額としております。

第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	第 7 特定期間 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
第 34 期 (自平成 21 年 6 月 23 日 至平成 21 年 7 月 21 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (20,032 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 21,361 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (65,154 円)、収益調整金 (255,392 円)、及び分配準備積立金 (73,779 円) より、分配対象収益は 414,357 円 (1 口当たり 0.025877 円) であり、うち 16,012 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 40 期 (自平成 21 年 12 月 22 日 至平成 22 年 1 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,476,971 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 1,807,725 円を含みます。)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (52,745,138 円)、及び分配準備積立金 (472,992 円) より、分配対象収益は 54,695,101 円 (1 口当たり 0.036095 円) であり、うち 2,272,957 円 (1 口当たり 0.0015 円) を分配金額としております。
第 35 期 (自平成 21 年 7 月 22 日 至平成 21 年 8 月 20 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (21,173 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 24,745 円を含みます。)、費用控除後の有価証券売買等損益 (17,596 円)、収益調整金 (314,939 円)、及び分配準備積立金 (141,024 円) より、分配対象収益は 494,732 円 (1 口当たり 0.027118 円) であり、うち 18,243 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 41 期 (自平成 22 年 1 月 21 日 至平成 22 年 2 月 22 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,061,882 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 6,396,907 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (170,352,473 円)、及び分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 175,414,355 円 (1 口当たり 0.036266 円) であり、うち 7,255,346 円 (1 口当たり 0.0015 円) を分配金額としております。
第 36 期 (自平成 21 年 8 月 21 日 至平成 21 年 9 月 24 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (27,912 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 30,391 円を含みます。)、費用控除後の有価証券売買等損益 (69,038 円)、収益調整金 (337,751 円)、及び分配準備積立金 (157,171 円) より、分配対象収益は 591,872 円 (1 口当たり 0.031295 円) であり、うち 18,912 円 (1 口当たり 0.0010 円) を分配金額としております。	第 42 期 (自平成 22 年 2 月 23 日 至平成 22 年 3 月 23 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (10,968,508 円) (親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 13,930,795 円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (410,182,862 円)、及び分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 421,151,370 円 (1 口当たり 0.036303 円) であり、うち 17,401,717 円 (1 口当たり 0.0015 円) を分配金額としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	第 7 特定期間 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	第 7 特定期間 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第 6 特定期間 (平成 21 年 9 月 24 日現在)	第 7 特定期間 (平成 22 年 3 月 23 日現在)
期首元本額	7,011,084 円	18,912,551 円
期中追加設定元本額	17,121,508 円	11,854,039,487 円
期中一部解約元本額	5,220,041 円	271,807,148 円

2 有価証券関係

第 6 特定期間 (平成 21 年 9 月 24 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 21 年 8 月 21 日 至平成 21 年 9 月 24 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	19,125,930	105,094
合計	19,125,930	105,094

第 7 特定期間 (平成 22 年 3 月 23 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 22 年 2 月 23 日 至平成 22 年 3 月 23 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	11,782,699,275	11,619,898
合計	11,782,699,275	11,619,898

3 デリバティブ取引関係

第 6 特定期間 (自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第 7 特定期間 (自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド	10,882,699,987	11,782,699,275	
合計		10,882,699,987	11,782,699,275	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

＜参考＞

開示対象ファンド（ニッセイ日本インカムオープン）は、「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成 21 年 9 月 24 日現在）	（平成 22 年 3 月 23 日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	168,333,895	1,512,639,472
国債証券	845,592,090	204,348,000
地方債証券	1,444,487,900	935,146,800
特殊債券	4,118,613,173	4,879,795,463
社債券	17,840,026,898	30,155,305,018
未収入金	—	405,590,000
未収利息	88,915,800	108,877,476
前払費用	2,071,830	33,567,566
流動資産合計	24,508,041,586	38,235,269,795
資産合計	24,508,041,586	38,235,269,795
負債の部		
流動負債		
未払金	—	1,768,122,000
未払解約金	40,000	—
流動負債合計	40,000	1,768,122,000
負債合計	40,000	1,768,122,000
純資産の部		
元本等		
元本	22,995,939,247	33,680,606,382
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,512,062,339	2,786,541,413
純資産合計	24,508,001,586	36,467,147,795
負債純資産合計	24,508,041,586	38,235,269,795

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	(自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が 1 年以内の債券については、償却原価法によっております。 (2) 地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が 1 年以内の債券については、償却原価法によっております。	(1) 国債証券 同左 (2) 地方債証券・特殊債券・社債券 同左

6
1

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 21 年 9 月 24 日現在)	(平成 22 年 3 月 23 日現在)
1. 計算日における受益権総数	22,995,939,247 口	33,680,606,382 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0658 円 (10,658 円)	1.0827 円 (10,827 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	(自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)	(自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 21 年 9 月 24 日現在)	(平成 22 年 3 月 23 日現在)
同特定期間の期首元本額	21,719,925,287 円	22,995,939,247 円
同特定期間中の追加設定元本額	1,445,645,566 円	10,871,140,970 円
同特定期間中の一部解約元本額	169,631,606 円	186,473,835 円
同特定期間末日の元本額※	22,995,939,247 円	33,680,606,382 円
※上記元本額の内訳		
ニッセイ日本インカムオープン	17,945,140 円	10,882,699,987 円
ニッセイ日本インカムファンド	22,977,994,107 円	22,797,906,395 円
合計	22,995,939,247 円	33,680,606,382 円

2 有価証券関係

(平成 21 年 9 月 24 日現在)
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	845, 592, 090	4, 810, 660
地方債証券	1, 444, 487, 900	15, 569, 200
特殊債券	4, 118, 613, 173	44, 173, 966
社債券	17, 840, 026, 898	271, 846, 000
合計	24, 248, 720, 061	336, 399, 826

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首 (平成 21 年 3 月 24 日) から計算日まで
の期間に対応するものであります。

(平成 22 年 3 月 23 日現在)
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	204, 348, 000	△137, 000
地方債証券	935, 146, 800	2, 175, 100
特殊債券	4, 879, 795, 463	5, 779, 174
社債券	30, 155, 305, 018	161, 680, 000
合計	36, 174, 595, 281	169, 497, 274

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首 (平成 21 年 9 月 25 日) から計算日まで
の期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(自平成 21 年 3 月 24 日 至平成 21 年 9 月 24 日)
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(自平成 21 年 9 月 25 日 至平成 22 年 3 月 23 日)
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表 (平成 22 年 3 月 23 日現在)

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第 269 回利付国債 (10 年)	1. 300	2015/3/20	100, 000, 000	103, 864, 000	
	第 306 回利付国債 (10 年)	1. 400	2020/3/20	100, 000, 000	100, 484, 000	
	国債証券 計			200, 000, 000	204, 348, 000	
地方債証券	第 629 回東京都公募公債	1. 450	2015/12/18	200, 000, 000	208, 300, 000	
	第 667 回東京都公募公債	1. 570	2019/3/20	100, 000, 000	102, 447, 500	
	平成 15 年度 2 回埼玉県公募公債	1. 100	2013/7/30	100, 000, 000	102, 428, 100	
	平成 18 年度 5 回埼玉県公募公債	1. 900	2016/11/29	200, 000, 000	213, 211, 800	
	第 657 回東京都公募公債	3. 550	2011/4/25	200, 000, 000	207, 313, 200	
	平成 20 年度 26 回横浜市非公募公債	1. 500	2019/3/27	100, 000, 000	101, 446, 200	
	地方債証券 計			900, 000, 000	935, 146, 800	
特殊債券	第 41 回日本政策投資銀行債券	1. 730	2017/9/20	100, 000, 000	104, 871, 000	
	第 44 回日本政策投資銀行債券	1. 630	2017/12/20	200, 000, 000	207, 891, 600	
	第 46 回日本政策投資銀行債券	1. 690	2018/3/20	100, 000, 000	104, 178, 000	
	第 6 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1. 650	2015/12/18	100, 000, 000	105, 068, 100	
	第 35 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1. 650	2018/3/20	100, 000, 000	103, 892, 200	
	第 45 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1. 670	2019/3/20	200, 000, 000	206, 093, 400	
	第 53 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1. 380	2019/9/20	100, 000, 000	99, 955, 500	
	第 41 回道路債券	1. 520	2015/3/20	100, 000, 000	104, 330, 400	
	第 1 回地方公営企業等金融機構債券	1. 770	2018/9/25	100, 000, 000	104, 530, 900	
	第 3 回日本政策金融公庫	1. 430	2019/9/20	100, 000, 000	100, 493, 100	
	第 5 回関西国際空港社債	2. 110	2016/9/20	200, 000, 000	210, 594, 400	
	第 14 回福祉医療機構債券	1. 990	2017/6/20	300, 000, 000	319, 987, 500	
	第 3 回住宅金融公庫債券	2. 100	2019/3/20	100, 000, 000	106, 279, 700	
	第 14 回住宅金融支援機構債券	1. 860	2018/3/20	100, 000, 000	105, 155, 000	
	第 21 回住宅金融支援機構債券	1. 920	2018/9/20	100, 000, 000	105, 170, 000	
	第 41 回住宅金融支援機構債券	1. 500	2019/12/20	200, 000, 000	200, 427, 600	
	第 8 回沖縄振興開発金融公庫債券	1. 940	2016/12/20	100, 000, 000	106, 783, 200	
	第 9 回沖縄振興開発金融公庫債券	1. 950	2017/6/20	100, 000, 000	106, 752, 800	
	第 3 回中日本高速道路社債	1. 920	2017/9/20	100, 000, 000	105, 869, 000	
	第 107 回福岡北九州高速道路債券	1. 720	2015/12/18	200, 000, 000	210, 235, 800	
	第 12 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1. 910	2016/12/20	100, 000, 000	106, 456, 600	
	第 19 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	2. 010	2018/6/20	100, 000, 000	106, 495, 000	
	第 25 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1. 670	2019/3/20	200, 000, 000	206, 093, 400	
	第 21 回特別関西国際空港債券	1. 600	2011/3/16	200, 000, 000	201, 898, 872	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
特殊 債券	ろ号特別第 89 回新東京国際空 港債券	1. 700	2011/1/28	100, 000, 000	101, 120, 492	
	ろ号特別第 92 回新東京国際空 港債券	1. 500	2012/3/19	109, 100, 000	111, 500, 309	
	第 5 回特別鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	1. 800	2016/3/22	100, 000, 000	105, 209, 700	
	ほ号特別第 191 回鉄道建設債券	1. 800	2010/12/24	100, 000, 000	101, 073, 690	
	い第 674 号利付商工債券	1. 800	2011/7/27	200, 000, 000	203, 962, 200	
	い第 692 号利付商工債券	1. 200	2013/1/25	100, 000, 000	102, 246, 600	
	い第 684 号利付農林債券	1. 350	2012/5/25	100, 000, 000	102, 169, 400	
	い第 704 号利付農林債券	1. 300	2014/1/27	100, 000, 000	102, 803, 800	
	い第 717 号利付農林債券	0. 750	2015/2/27	100, 000, 000	100, 196, 400	
	第 208 回利付しんきん中金債券	1. 300	2012/3/27	100, 000, 000	101, 929, 600	
	第 220 回利付しんきん中金債券	1. 100	2013/3/27	100, 000, 000	102, 010, 600	
	第 225 回利付しんきん中金債券	1. 300	2013/8/27	100, 000, 000	102, 739, 400	
	第 228 回利付しんきん中金債券	1. 450	2013/11/27	100, 000, 000	103, 330, 200	
	特殊債券 計			4, 709, 100, 000	4, 879, 795, 463	
社債券	第 428 回東京電力	4. 100	2015/5/29	200, 000, 000	235, 097, 000	
	第 507 回東京電力	1. 470	2013/10/28	200, 000, 000	207, 373, 800	
	第 524 回東京電力	1. 795	2017/3/14	100, 000, 000	105, 659, 100	
	第 529 回東京電力	2. 025	2017/7/25	100, 000, 000	107, 124, 500	
	第 545 回東京電力	1. 849	2018/7/25	100, 000, 000	105, 192, 000	
	第 405 回中部電力	4. 150	2015/4/24	100, 000, 000	117, 583, 100	
	第 407 回中部電力	3. 400	2015/7/24	100, 000, 000	114, 283, 000	
	第 473 回中部電力	1. 550	2015/12/25	100, 000, 000	104, 567, 600	
	第 474 回中部電力	1. 690	2016/3/25	100, 000, 000	105, 336, 400	
	第 491 回中部電力	1. 458	2019/9/25	300, 000, 000	302, 264, 100	
	第 440 回関西電力	1. 520	2017/2/24	100, 000, 000	103, 879, 600	
	第 472 回関西電力	1. 790	2018/11/22	300, 000, 000	313, 361, 100	
	第 349 回中国電力	1. 860	2017/9/25	100, 000, 000	105, 896, 100	
	第 245 回北陸電力	3. 800	2015/6/25	200, 000, 000	232, 439, 000	
	第 283 回北陸電力	2. 110	2016/8/25	100, 000, 000	107, 827, 600	
	第 288 回北陸電力	1. 890	2017/10/25	100, 000, 000	106, 062, 800	
	第 375 回東北電力	3. 700	2015/6/25	200, 000, 000	231, 397, 000	
	第 265 回四国電力	1. 790	2017/8/25	100, 000, 000	105, 445, 500	
	第 331 回九州電力	3. 650	2015/6/25	100, 000, 000	115, 438, 000	
	第 409 回九州電力	1. 483	2019/8/23	200, 000, 000	202, 170, 400	
	第 410 回九州電力	1. 419	2020/3/25	200, 000, 000	199, 661, 000	
	第 254 回北海道電力	4. 100	2015/5/25	100, 000, 000	117, 547, 300	
	第 256 回北海道電力	3. 700	2016/2/25	100, 000, 000	116, 986, 300	
	第 273 回北海道電力	2. 000	2010/11/25	100, 000, 000	101, 138, 356	
	第 304 回北海道電力	1. 703	2019/4/25	300, 000, 000	310, 075, 800	
	第 11 回前田建設工業	1. 810	2011/6/20	100, 000, 000	99, 052, 900	
	第 3 回明治製菓	1. 700	2012/7/30	100, 000, 000	102, 892, 000	
	第 4 回明治製菓	1. 280	2014/1/31	200, 000, 000	204, 506, 000	
	第 7 回キリンホールディングス	1. 639	2019/11/5	300, 000, 000	302, 499, 000	
	第 9 回双日	2. 140	2010/9/24	200, 000, 000	201, 127, 971	
	第 11 回双日	2. 390	2012/1/23	300, 000, 000	305, 174, 700	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	第 6 回キッコーマン	1. 880	2017/11/17	200, 000, 000	207, 339, 600	
	第 3 回日本たばこ産業	1. 530	2011/7/22	100, 000, 000	101, 602, 600	
	第 13 回レンゴー	1. 710	2014/11/28	100, 000, 000	102, 050, 200	
	第 9 回レンゴー	0. 930	2010/3/24	200, 000, 000	199, 997, 776	
	第 32 回住友化学	1. 630	2015/12/4	100, 000, 000	104, 491, 000	
	第 33 回住友化学	1. 260	2012/12/6	100, 000, 000	102, 155, 200	
	第 34 回住友化学	2. 140	2016/4/28	100, 000, 000	106, 896, 200	
	第 36 回住友化学	1. 950	2017/2/27	100, 000, 000	105, 449, 200	
	第 42 回住友化学	0. 900	2014/10/20	200, 000, 000	201, 499, 800	
	第 25 回三菱化学	1. 800	2013/2/5	200, 000, 000	207, 067, 200	
	第 15 回電気化学工業	1. 630	2013/6/11	100, 000, 000	102, 513, 100	
	第 16 回電気化学工業	0. 900	2014/12/15	100, 000, 000	99, 427, 800	
	第 8 回ダイセル化学工業	1. 690	2019/12/10	100, 000, 000	99, 793, 400	
	第 9 回オリエンタルランド	1. 700	2018/1/31	100, 000, 000	103, 527, 400	
	第 2 回フジテレビジョン	1. 570	2013/3/19	100, 000, 000	103, 403, 900	
	第 5 回資生堂	0. 648	2014/12/9	200, 000, 000	199, 840, 800	
	第 8 回横浜ゴム	1. 680	2014/5/27	100, 000, 000	103, 139, 100	
	第 57 回新日本製鐵	1. 920	2018/3/20	100, 000, 000	105, 063, 600	
	第 58 回新日本製鐵	1. 714	2018/6/20	200, 000, 000	206, 525, 000	
	第 22 回 J F E スチール	3. 500	2012/5/21	200, 000, 000	213, 433, 600	
	第 5 回神戸製鋼所	3. 300	2012/1/10	200, 000, 000	209, 291, 600	
	第 43 回神戸製鋼所	1. 910	2013/10/30	100, 000, 000	103, 588, 500	
	第 50 回神戸製鋼所	1. 840	2018/4/24	200, 000, 000	203, 192, 800	
	第 11 回ジェイエフイーホール ディングス	1. 278	2013/9/10	100, 000, 000	102, 558, 000	
	第 19 回三菱マテリアル	1. 970	2011/6/3	300, 000, 000	304, 298, 100	
	第 1 回住生活グループ	1. 420	2012/12/11	100, 000, 000	102, 505, 000	
	第 16 回豊田自動織機	1. 950	2016/9/20	200, 000, 000	211, 985, 000	
	第 17 回豊田自動織機	1. 720	2018/9/20	200, 000, 000	205, 655, 600	
	第 12 回日立製作所	0. 720	2013/5/27	100, 000, 000	100, 197, 900	
	第 14 回日立製作所	1. 560	2015/8/18	100, 000, 000	102, 733, 700	
	第 18 回三洋電機	0. 820	2013/6/17	100, 000, 000	99, 961, 500	
	第 19 回三洋電機	1. 520	2011/8/26	100, 000, 000	101, 189, 900	
	第 20 回三洋電機	2. 020	2014/8/26	400, 000, 000	418, 664, 400	
	第 19 回三菱重工業	2. 040	2016/9/7	100, 000, 000	106, 519, 700	
	第 22 回三菱重工業	2. 030	2017/9/12	100, 000, 000	106, 076, 200	
	第 44 回日産自動車	0. 710	2010/6/21	200, 000, 000	199, 530, 636	
	第 47 回日産自動車	1. 950	2014/6/20	100, 000, 000	103, 664, 900	
	第 50 回日産自動車	1. 590	2013/4/19	100, 000, 000	102, 415, 000	
	第 26 回いすゞ自動車	1. 240	2010/9/17	300, 000, 000	297, 163, 151	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	第 5 回アイシン精機	1. 350	2015/2/27	200, 000, 000	205, 897, 800	
	第 21 回マツダ	1. 300	2012/9/7	200, 000, 000	200, 320, 800	
	第 22 回マツダ	1. 640	2011/11/28	100, 000, 000	100, 848, 700	
	第 25 回マツダ	1. 730	2013/6/17	200, 000, 000	202, 354, 800	
	第 1 回コーナン商事	2. 490	2010/5/21	100, 000, 000	100, 272, 968	
	第 3 回凸版印刷	1. 420	2013/12/20	200, 000, 000	206, 460, 800	
	第 58 回丸紅	1. 090	2010/10/21	400, 000, 000	401, 461, 741	
	第 12 回三井物産	2. 600	2012/10/26	200, 000, 000	211, 559, 200	
	第 60 回三井物産	1. 860	2017/3/21	100, 000, 000	105, 511, 600	
	第 6 回ニプロ	1. 370	2013/3/5	200, 000, 000	201, 485, 600	
	第 7 回ニプロ	2. 040	2018/3/5	200, 000, 000	200, 015, 000	
	第 4 回三愛石油	1. 660	2011/12/20	200, 000, 000	202, 409, 800	
	第 12 回イオン	2. 440	2010/11/29	200, 000, 000	202, 539, 692	
	第 1 回みずほコーポレート銀行 （劣後特約付）	2. 100	2014/2/12	400, 000, 000	418, 794, 800	
	第 2 回みずほコーポレート銀行 （劣後特約付）	2. 180	2014/8/5	100, 000, 000	105, 315, 300	
	第 1 回 2 号三井住友銀行（劣後 特約付）	2. 330	2010/9/20	100, 000, 000	100, 883, 040	
	第 2 回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣 後特約付）	1. 930	2011/7/29	100, 000, 000	101, 891, 400	
	第 6 回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣 後特約付）	1. 730	2014/12/22	100, 000, 000	103, 899, 700	
	第 8 回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣 後特約付）	1. 640	2015/7/22	300, 000, 000	308, 933, 100	
	第 2 回三井住友銀行（劣後特約 付）	2. 140	2010/6/18	200, 000, 000	200, 800, 100	
	第 1 回りそな銀行（劣後特約付）	2. 120	2014/9/24	300, 000, 000	311, 370, 600	
	第 2 回りそな銀行（劣後特約付）	2. 020	2015/12/18	200, 000, 000	206, 511, 000	
	第 4 回りそな銀行（劣後特約付）	2. 766	2019/6/20	200, 000, 000	212, 254, 800	
	第 6 回三菱ＵＦＪ信託銀行（劣 後特約付）	1. 900	2020/3/2	100, 000, 000	100, 535, 500	
	第 2 回三菱ＵＦＪ信託銀行（劣 後特約付）	1. 950	2014/6/17	100, 000, 000	104, 483, 500	
	第 3 回住友信託銀行（劣後特約 付）	1. 940	2014/4/28	100, 000, 000	103, 762, 700	
	第 5 回住友信託銀行（劣後特約 付）	2. 250	2016/4/27	500, 000, 000	525, 165, 000	
	第 2 回住友信託銀行（劣後特約 付）	1. 980	2014/2/12	100, 000, 000	103, 839, 600	
	第 3 回中央三井信託銀行（劣後 特約付）	2. 030	2015/1/28	200, 000, 000	207, 788, 400	
	第 6 回三井住友銀行（劣後特約 付）	1. 710	2013/8/1	100, 000, 000	103, 406, 100	
	第 7 回三井住友銀行（劣後特約 付）	2. 010	2014/2/5	100, 000, 000	104, 727, 600	
	第 8 回三井住友銀行（劣後特約 付）	1. 950	2014/10/22	100, 000, 000	104, 872, 200	
	第 9 回三井住友銀行（劣後特約 付）	1. 750	2015/8/17	100, 000, 000	103, 524, 900	
	第 10 回三井住友銀行（劣後特約 付）	2. 110	2017/2/16	100, 000, 000	105, 145, 000	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	第 11 回三井住友銀行（劣後特約 付）	2. 170	2017/12/20	100, 000, 000	105, 050, 000	
	第 20 回三井住友銀行（劣後特約 付）	2. 210	2019/7/24	100, 000, 000	103, 950, 400	
	第 2 回みずほ銀行（劣後特約付）	1. 670	2015/8/7	200, 000, 000	205, 173, 400	
	第 6 回みずほ銀行（劣後特約付）	2. 250	2016/11/4	300, 000, 000	316, 497, 900	
	第 9 回日産フィナンシャルサー ビス	1. 140	2011/3/18	100, 000, 000	100, 401, 425	
	第 12 回日産フィナンシャルサ ービス	1. 117	2012/12/20	300, 000, 000	300, 496, 200	
	第 40 回トヨタファイナンス	1. 478	2014/6/20	100, 000, 000	103, 466, 500	
	第 11 回リコーリース	1. 473	2014/4/22	100, 000, 000	103, 001, 200	
	第 1 回ＵＦＪニコス	1. 500	2011/3/9	300, 000, 000	300, 714, 310	
	第 104 回オリックス	1. 100	2011/2/1	200, 000, 000	199, 316, 000	
	第 120 回オリックス	1. 500	2010/9/27	100, 000, 000	100, 317, 750	
	第 1 回三菱ＵＦＪリース	1. 580	2012/5/31	200, 000, 000	204, 023, 200	
	第 7 回三菱ＵＦＪリース	1. 110	2013/9/4	400, 000, 000	404, 410, 000	
	第 8 回三菱ＵＦＪリース	0. 820	2012/12/4	200, 000, 000	200, 684, 000	
	第 11 回野村ホールディングス	1. 260	2011/9/16	200, 000, 000	201, 370, 000	
	第 20 回野村ホールディングス	0. 980	2015/3/17	100, 000, 000	98, 907, 300	
	第 4 回野村證券	2. 400	2010/9/28	100, 000, 000	100, 909, 970	
	第 1 回第 2 回財政融資マスタート ラスト特定目的会社	1. 980	2018/6/20	200, 000, 000	207, 964, 600	
	第 1 回第 1 回財政融資マスタート ラスト特定目的会社	1. 830	2018/2/20	100, 000, 000	103, 149, 200	
	第 1 回住友生命第 2 回基金流動 化特定目的会社	1. 960	2012/8/10	100, 000, 000	101, 838, 300	
	第 1 回住友生命基金流動化特定 目的会社	1. 580	2011/8/15	100, 000, 000	100, 673, 100	
	第 25 回三井不動産	1. 805	2016/3/16	300, 000, 000	315, 521, 100	
	第 1 回サンケイビル	1. 610	2011/11/8	100, 000, 000	100, 890, 000	
	第 57 回住友不動産	1. 860	2011/6/8	100, 000, 000	101, 184, 500	
	第 58 回住友不動産	1. 840	2011/7/29	100, 000, 000	101, 276, 200	
	第 59 回住友不動産	1. 870	2012/9/21	400, 000, 000	408, 582, 800	
	第 65 回住友不動産	1. 680	2013/9/20	100, 000, 000	101, 921, 600	
	第 2 回藤和不動産	2. 290	2010/6/25	300, 000, 000	300, 748, 124	
	第 3 回藤和不動産	2. 770	2012/6/26	300, 000, 000	313, 352, 400	
	第 59 回東京急行電鉄	2. 060	2014/6/18	100, 000, 000	105, 662, 400	
	第 66 回東京急行電鉄	0. 970	2012/7/31	100, 000, 000	101, 022, 000	
	第 27 回京浜急行電鉄	1. 980	2016/3/10	200, 000, 000	211, 368, 800	
	第 22 回小田急電鉄	3. 650	2016/11/25	100, 000, 000	116, 808, 100	
	第 41 回小田急電鉄	2. 240	2016/8/8	200, 000, 000	215, 460, 800	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	第 46 回小田急電鉄	1. 377	2013/12/17	100, 000, 000	102, 881, 300	
	第 30 回京王電鉄	1. 412	2019/12/9	200, 000, 000	198, 191, 600	
	第 39 回京成電鉄	2. 090	2014/6/27	200, 000, 000	210, 592, 400	
	第 42 回京成電鉄	2. 120	2017/2/8	200, 000, 000	211, 428, 200	
	第 44 回京成電鉄	2. 270	2017/6/19	200, 000, 000	213, 156, 400	
	第 7 回東日本旅客鉄道	3. 300	2017/8/25	100, 000, 000	116, 225, 800	
	第 56 回東日本旅客鉄道	1. 700	2018/12/20	200, 000, 000	207, 278, 000	
	第 66 回東日本旅客鉄道	1. 394	2020/3/24	200, 000, 000	199, 154, 000	
	第 18 回西日本旅客鉄道	1. 700	2018/12/11	200, 000, 000	207, 334, 600	
	第 2 回東海旅客鉄道	3. 950	2016/4/25	100, 000, 000	118, 727, 800	
	第 5 回東海旅客鉄道	2. 600	2020/1/28	100, 000, 000	110, 762, 400	
	第 49 回東海旅客鉄道	1. 472	2020/2/10	100, 000, 000	100, 388, 100	
	第 35 回近畿日本鉄道	2. 350	2010/10/25	100, 000, 000	100, 946, 008	
	第 49 回近畿日本鉄道	1. 580	2011/10/25	200, 000, 000	203, 013, 800	
	第 52 回近畿日本鉄道	1. 890	2011/4/25	200, 000, 000	202, 786, 000	
	第 37 回阪急阪神ホールディングス	1. 100	2014/10/23	100, 000, 000	101, 068, 300	
	第 35 回名古屋鉄道	1. 450	2012/2/9	200, 000, 000	202, 858, 000	
	第 36 回名古屋鉄道	2. 110	2017/2/9	200, 000, 000	210, 609, 800	
	第 40 回名古屋鉄道	1. 880	2018/2/13	100, 000, 000	102, 972, 700	
	第 12 回商船三井	1. 999	2019/5/27	300, 000, 000	311, 210, 700	
	第 5 回KDD I	3. 200	2017/4/28	300, 000, 000	342, 058, 800	
	第 53 回日本電信電話	1. 540	2017/12/20	300, 000, 000	310, 040, 400	
	第 8 回KDD I	1. 383	2013/12/20	100, 000, 000	102, 909, 500	
	第 15 回KDD I	1. 969	2019/5/29	100, 000, 000	103, 966, 000	
	第 17 回KDD I	1. 045	2016/12/20	100, 000, 000	100, 157, 000	
	第 15 回NTT ドコモ	1. 960	2018/6/20	200, 000, 000	212, 300, 800	
	第 17 回NTT ドコモ	1. 770	2018/9/20	200, 000, 000	208, 805, 200	
	第 14 回電源開発	1. 560	2015/9/18	100, 000, 000	104, 550, 300	
	第 16 回電源開発	1. 990	2016/6/20	100, 000, 000	106, 993, 900	
	第 17 回電源開発	2. 070	2016/6/20	100, 000, 000	107, 475, 700	
	第 20 回電源開発	1. 740	2017/9/20	100, 000, 000	104, 882, 200	
	第 14 回東京瓦斯	5. 100	2014/7/25	100, 000, 000	119, 548, 900	
	第 26 回大阪瓦斯	1. 782	2018/7/17	100, 000, 000	104, 729, 500	
	第 22 回NTT データ	1. 780	2018/12/20	200, 000, 000	208, 441, 800	
	第 23 回NTT データ	1. 650	2019/3/20	200, 000, 000	205, 821, 000	
	第 2 回A2 号和楽キャピタル	1. 720	2015/2/27	200, 000, 000	201, 748, 000	
	第 1 回A号ティーケープロパティ	1. 630	2013/11/30	200, 000, 000	199, 620, 000	
	第 1 回C 号国家公務員共済組合連合会第 2 回CLOシニア特定目的会社	1. 100	2013/6/10	300, 000, 000	299, 046, 600	
	社債券 計				29, 100, 000, 000	30, 155, 305, 018
合計				34, 909, 100, 000	36, 174, 595, 281	

第 2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第 5 商品明細表
該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第 8 借入金明細表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成 22 年 4 月 30 日現在)

I 資産総額	26, 173, 138, 057 円
II 負債総額	44, 711, 998 円
III 純資産総額（I－II）	26, 128, 426, 059 円
IV 発行済数量	25, 631, 702, 683 口
V 1 万口当たり純資産額（III／IV×10000）	10, 194 円

第 5 【設定及び解約の実績】（変更後の内容を記載しています）

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	66,250,000	—	66,250,000
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	—	35,500,000	30,750,000
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	—	20,000,000	10,750,000
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	81,522	5,000,000	5,831,522
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	2,694,436	1,514,874	7,011,084
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	17,121,508	5,220,041	18,912,551
第7 特定期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	11,854,039,487	271,807,148	11,601,144,890

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。